

大津町 障がい者基本計画

誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり

| 令和6年～令和11年 |

OZU TOWN



令和6年3月
大津町

はじめに

近年、我が国の障がいのある人を取り巻く環境の変化をみると、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、医療的ケア児支援法）」が施行され、それまで努力義務となっていた医療的ケア児に対する国や市町村の支援が責務となりました。

そのほかにも、令和4年5月には、障がいのある人の社会参加の一層の推進に向けて、必要な情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進するための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、障がいの有無や程度に関わらず、住み慣れた地域で生活をするために必要な支援の充実が図られてきました。

これを受け、この度、本町では、まちづくりの最上位計画である「第6次大津町振興総合計画」との整合性を図り、「誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり」を基本理念とした障がい福祉施策を総合的に推進する計画である「大津町障がい者基本計画」を策定いたしました。

また、令和6年3月には「大津町手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、各種施策に取り組むこととしています。

今後、この計画に基づき、国、県、町はもとより、関係団体や事業所、町民の皆様とも連携を図りながら、施策の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等でご協力いただきました住民の皆様には心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

大津町長 **金田 英樹**



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の策定体制	5
4 計画策定にあたって踏まえるべき事項	6
第2章 本町における障がい福祉の現状	10
1 本町の現状	10
2 各種調査結果について	17
3 前回計画からの進捗・成果について	33
4 今後の課題について	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念等について	37
第4章 施策の展開	41
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	41
2 生活支援のための環境づくり	46
3 保健・医療サービスの充実	53
4 雇用と就労、多様な社会参加の推進	57
5 安全・安心対策の推進	61
6 障がい児支援の充実	64
第5章 計画の推進体制	68
1 計画の推進にあたって	68
資料編	70
1 大津町障害福祉計画等策定委員会	70
2 用語集	73

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨と背景

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成28年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

本町においては、平成14年3月に「心ふれあい、ともに歩むまちづくり」を基本目標に掲げた「大津町障害者福祉計画」を策定し、障がい保健福祉施策の推進に努めてきました。

また、平成19年3月には、「大津町障害者基本計画」に掲げた基本理念等を継承するとともに、障害者自立支援法の施行など社会福祉制度の改革や多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため「大津町障がい者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての住民がいきいきと共に暮らすことができるように、ノーマライゼーションの考え方のもとまちづくりを進めてきました。

このたび、「大津町障がい者基本計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として策定しました。

(2) 障がい者支援に関する法整備の動きについて

国において、障がい者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成19年に署名したことや、批准に向け、平成21年に障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに、その後もさまざまな法律の整備や改正によって、障がい者支援の充実が図られています。

■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障がい者制度改革推進本部の設置	・障がい者支援制度の改革に向けた取り組みの本格開始
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定）
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

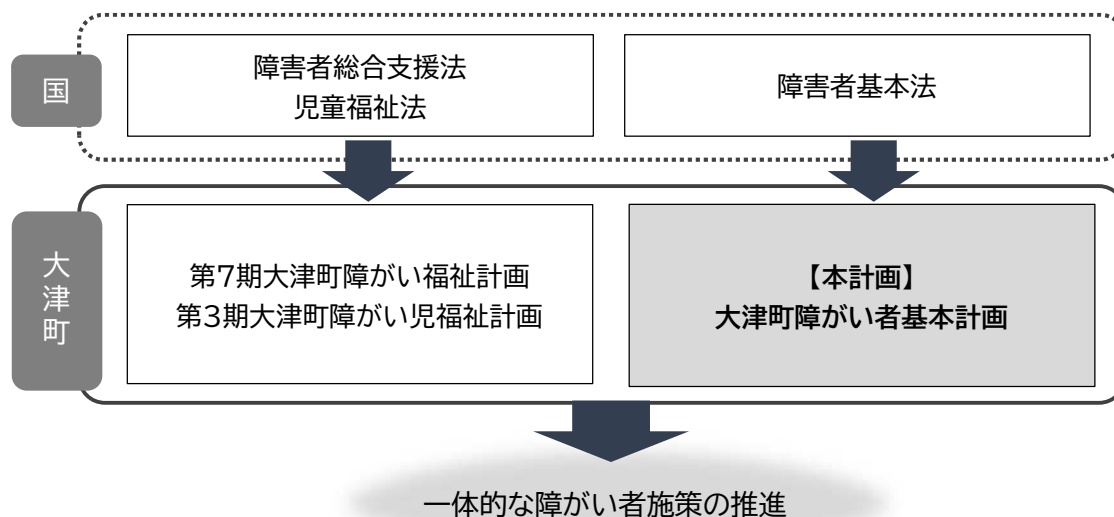
2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠について

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定するものであり、本町における障がい福祉全般に関する基本計画となります。

また、関連計画である「第7期大津町障がい福祉計画」「第3期大津町障がい児福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ



(2) 本計画の対象となる方について

本計画は、「障害者基本法」に定めるすべての障がい者を対象とします。障がい者とその家族などに対する支援や地域社会での取り組みのために、障がい者の自立と社会参加を支援する施策を推進します。

■本計画の対象となる障がい者の方(障害者基本法第2条第1項)

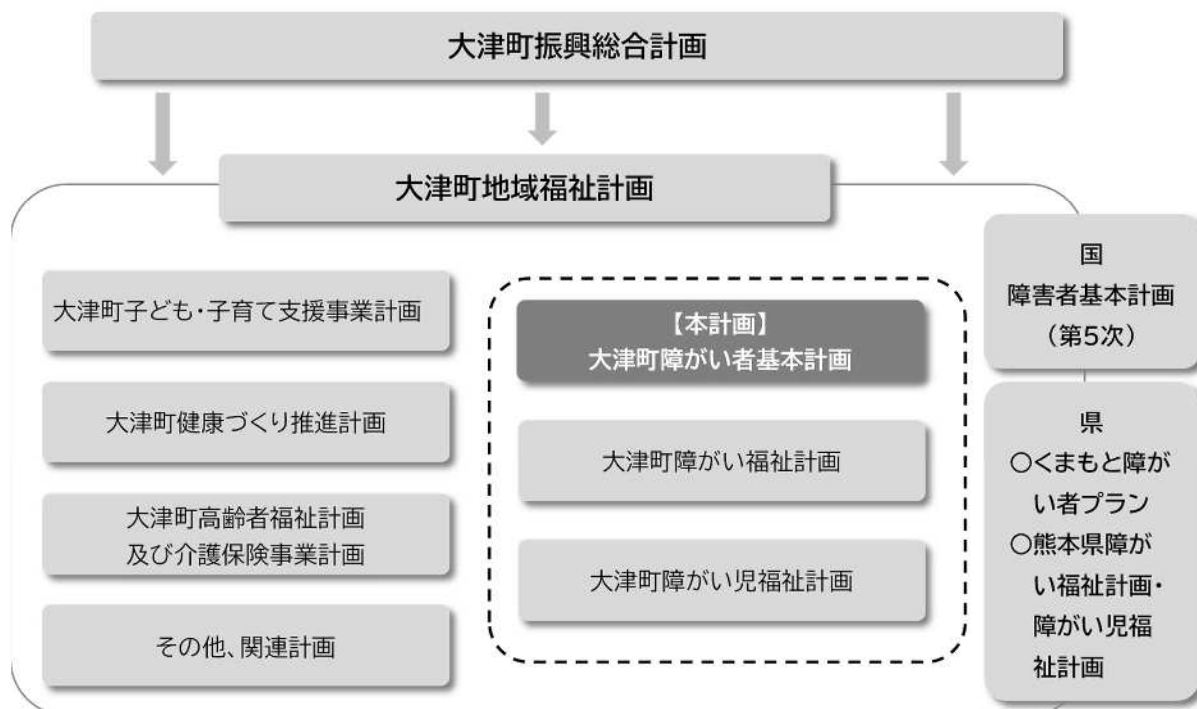
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの基本方針である「大津町振興総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「大津町地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、国の「第5次障害者基本計画」や熊本県の「第6期熊本県障がい者計画（くまもと障がい者プラン）」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

■上位計画や関連計画について



(4) 計画の期間

大津町障がい者基本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年の計画とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画の期間について

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	大津町障がい者基本計画			【本計画】大津町障がい者基本計画					
障がい 福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画(予定)		
障がい児 福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画(予定)		

3 計画の策定体制

(1) 住民アンケート調査

町内にお住まいの障害者手帳や障害（児）福祉サービスの受給者証をお持ちの方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 団体ヒアリング調査

ニーズが増加する障がい児支援に関する現状や課題、今後求められる支援を把握することを目的として実施しました。

(3) 事業所ヒアリング調査（障害福祉サービス事業所）

障害福祉サービス事業所の活動状況や、支援を通じて感じている現状や課題等を把握することを目的として実施しました。

(4) 事業所ヒアリング調査（一般企業）

一般企業における障がいのある人の雇用の状況や課題等を把握することを目的として実施しました。

(5) 策定委員会の実施

学識経験者や障がい者団体、関係機関等によって構成される「大津町障害福祉計画等策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(6) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

4 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨や内容を踏まえ策定します。

■第5次障害者基本計画の概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

II 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障害福祉サービス等の基本指針について

本計画は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）も踏まえ策定します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・自立支援協議会等における事例検討会議の実施回数等の成果目標の設定

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉サービスデータベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)について

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

■本計画に関連するSDGsのゴール



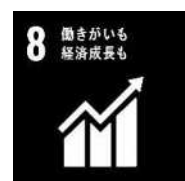
目標3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標4：質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標8：働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



目標10：人や国の不平等をなくそう

国内及び国家間の格差を是正する



目標11：住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標16：平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

(4) 「重層的支援体制整備事業」について

令和3年度の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮やひきこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、「ふくしの相談窓口」を設置し、県内でもいち早く、令和4年度に大津町重層的支援体制整備事業実施計画を策定しており、令和4年4月から事業に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、大津町全体の福祉の向上をめざすものとします。

■国の示す重層的支援体制整備事業の主な内容



第2章 本町における障がい福祉の現状

1 本町の現状

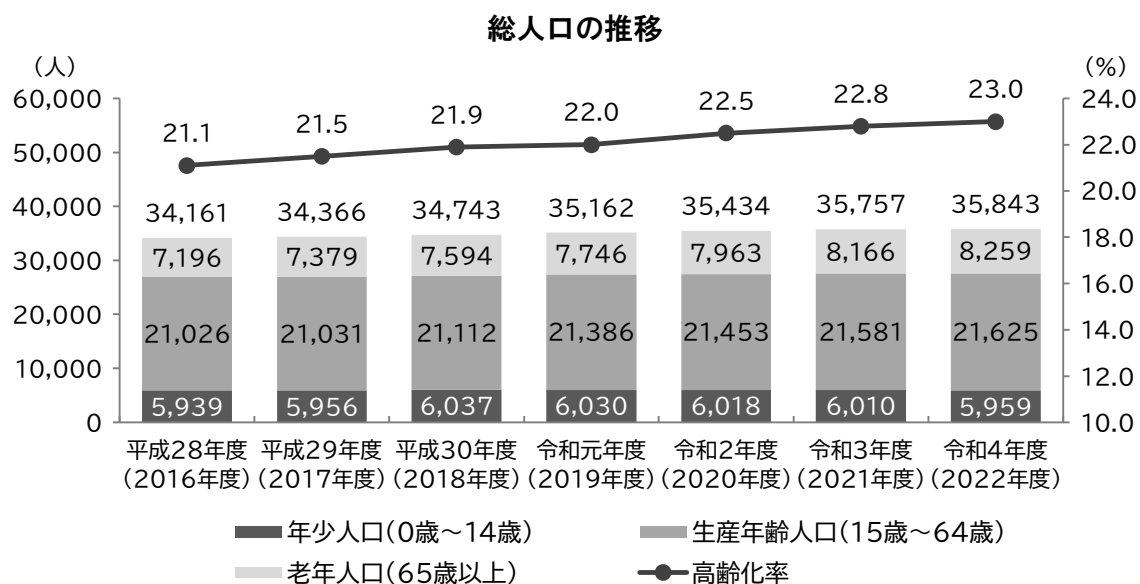
(1) 人口の状況

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は増加傾向で推移しており、令和4年度には35,843人となっています。

また、年齢3区分別にみると、生産年齢人口及び老年人口が増加している一方、年少人口は平成30年度をピークに減少に転じています。

なお、令和4年度における年齢3区分別人口の構成割合は、年少人口が16.6%、生産年齢人口が60.3%、老年人口が23.0%となっています。

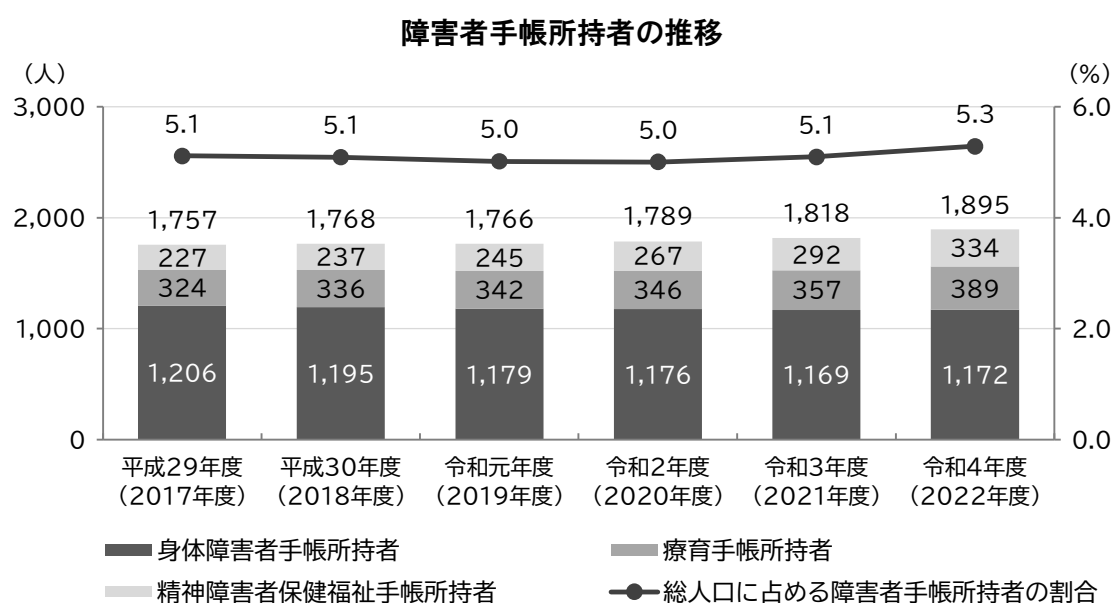


(2) 障害者手帳所持者の状況

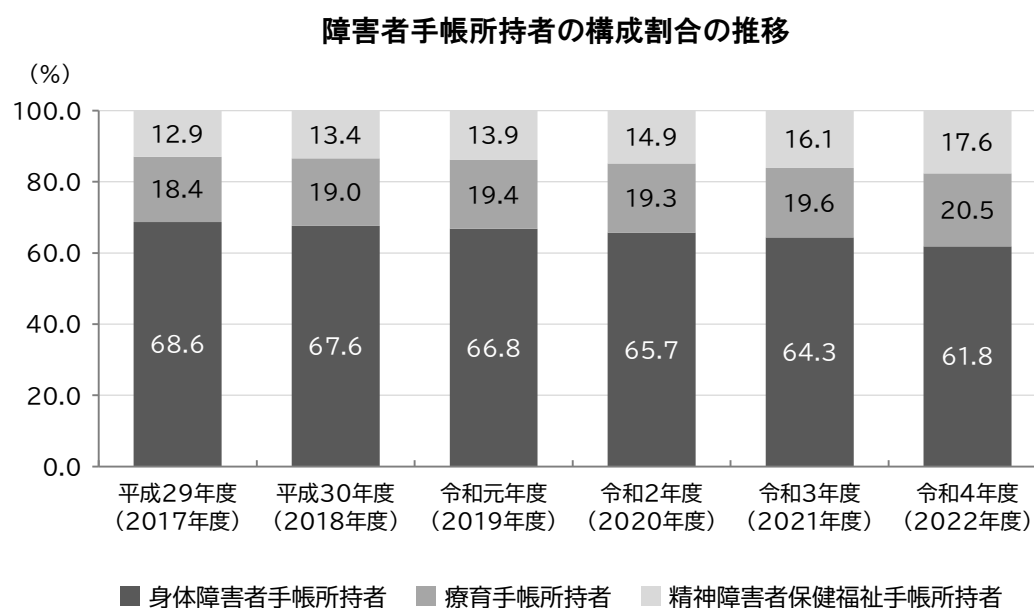
① 障害者手帳所持者の推移

本町の障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には1,895人となっています。また、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は令和4年度で5.3%となっています。

障害者手帳所持者の構成割合をみると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加傾向となっており、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっています。令和4年度の構成割合は、身体障害者手帳所持者が61.8%、療育手帳所持者が20.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者が17.6%となっています。



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

② 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数（障がい者と障がい児の合計）は減少傾向で推移しており、令和4年度には1,172人となっています。

等級別にみると、令和4年度は1級が375人（32.0%）と最も多く、次いで4級が341人（29.1%）となっています。

障がい種別にみると、令和4年度は肢体不自由が550人（46.9%）と最も多く、次いで内部障害が405人（34.6%）となっています。

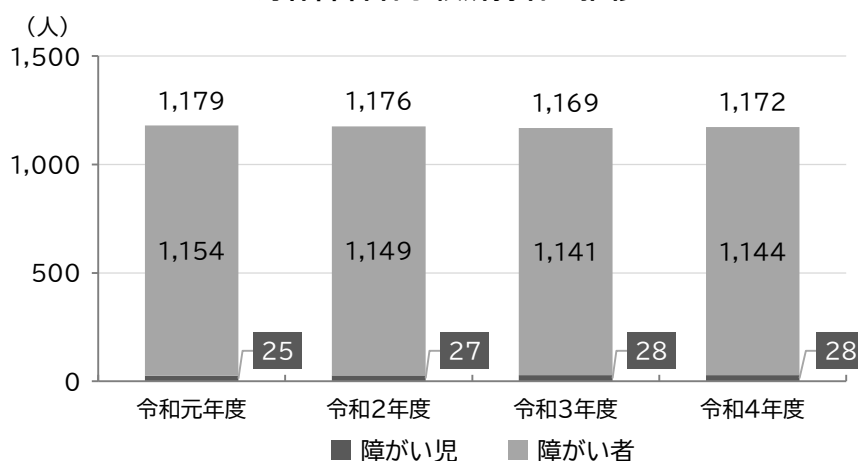
単位：人

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総 数		1,154	25	1,149	27	1,141	28	1,144	28
等 級 別	1級	348	12	355	10	360	10	365	10
	2級	140	4	139	5	135	6	132	6
	3級	136	4	130	4	125	4	126	4
	4級	353	3	343	4	337	4	337	4
	5級	94	0	97	0	97	0	95	0
	6級	83	2	85	4	87	4	89	4
障がい種別	視覚障害	87	0	79	0	77	0	71	0
	聴覚・平衡機能障害	139	6	124	7	121	7	126	7
	音声言語機能障害	20	1	11	1	12	1	12	1
	肢体不自由	573	16	547	16	536	16	534	16
	内部障害	404	5	388	3	395	4	401	4

※障がい種別の合計は、重複があるため、総数とは合わない

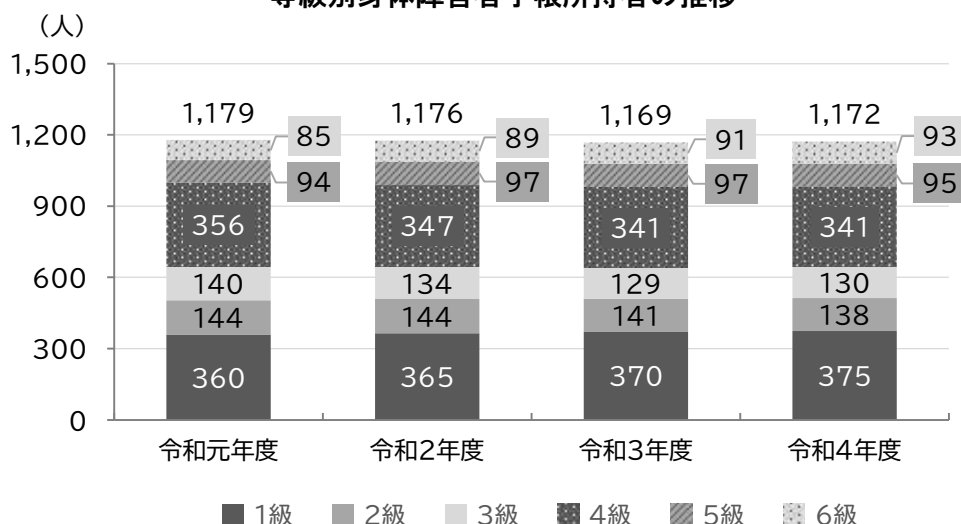
資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

身体障害者手帳所持者の推移



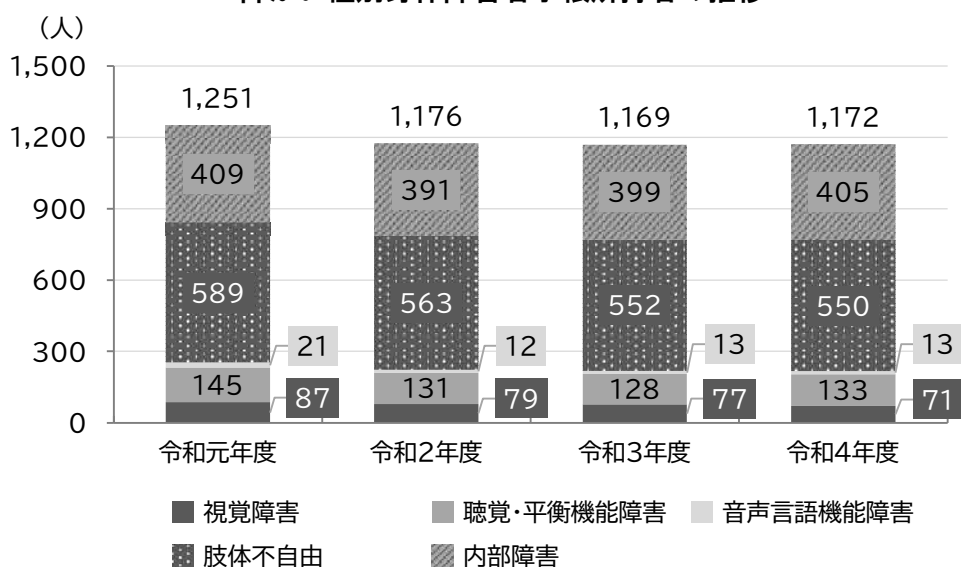
資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

等級別身体障害者手帳所持者の推移



資料：大津町福祉課 令和5年3月31日現在

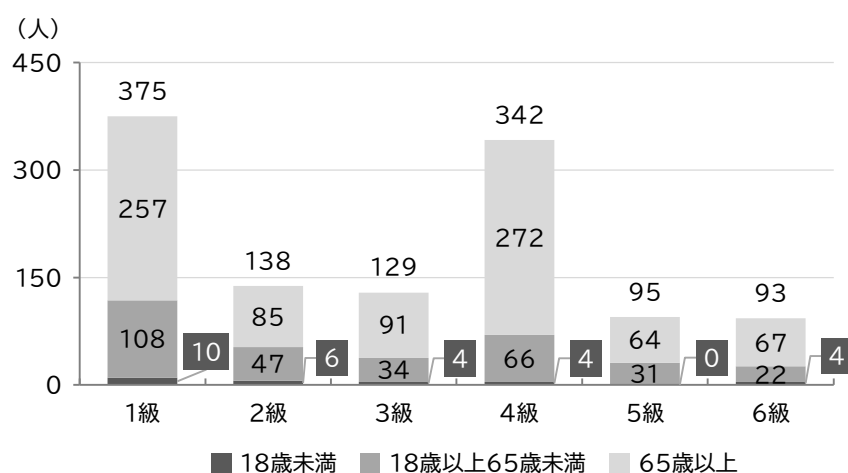
障がい種別身体障害者手帳所持者の推移



※障がい種別の合計は、重複があるため、総数とは合わない

資料：大津町福祉課 令和5年3月31日現在

年齢層別・等級別にみた身体障害者手帳所持者の状況(令和4年度)



資料：大津町福祉課 令和5年3月31日現在

③ 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数（障がい者と障がい児の合計）は増加傾向で推移しており、令和4年度には389人となっています。

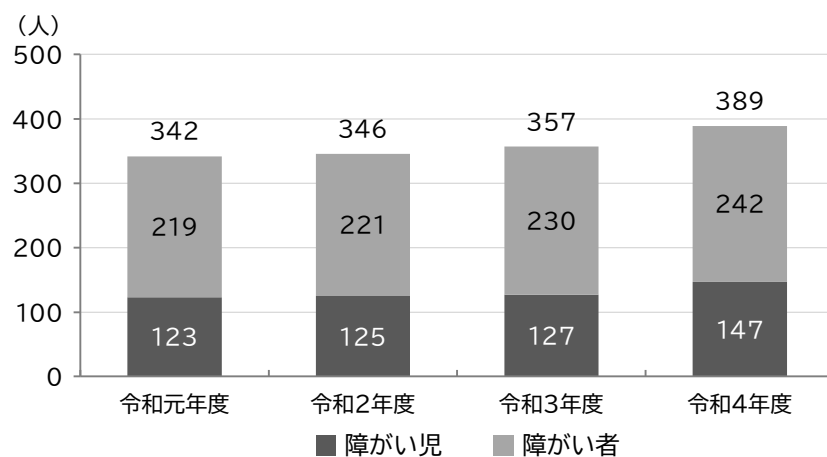
障がい程度別にみると、令和4年度はB2が154人（39.6%）と最も多く、次いでB1が107人（27.5%）となっています。

単位：人

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総 数		219	123	221	125	230	127	242	147
障がい程度	A1	54	14	55	13	56	12	56	15
	A2	45	10	44	10	44	11	45	12
	B1	71	29	72	30	75	27	79	28
	B2	49	70	50	72	55	77	62	92

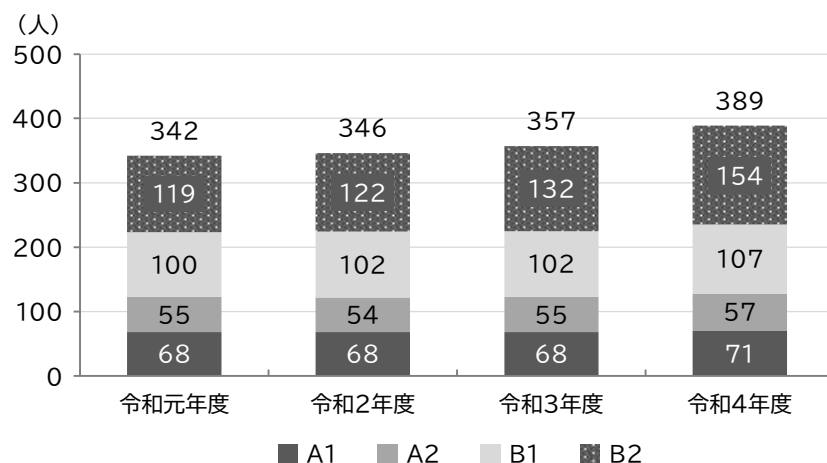
資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

療育手帳所持者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

障害程度別療育手帳所持者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には334人となっています。等級別にみると、令和4年度は2級が224人（67.1%）と最も多く、次いで3級が78人（23.4%）となっています。

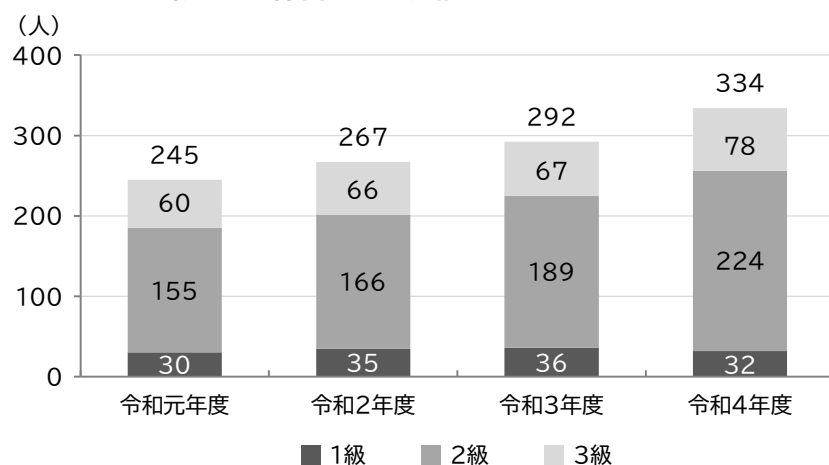
自立支援医療（精神通院医療）利用者数は増減を繰り返しており、令和4年度には718人となっています。

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		障がい者・児	障がい者・児	障がい者・児	障がい者・児
総 数		245	267	292	334
等級別	1級	30	35	36	32
	2級	155	166	189	224
	3級	60	66	67	78

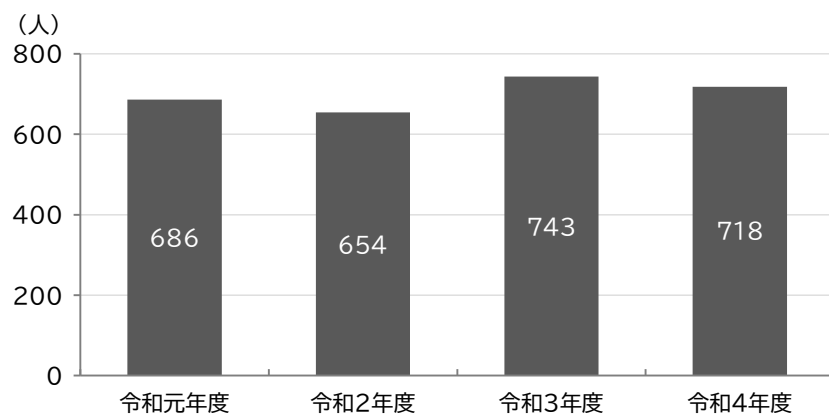
資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

(3) 就学前における手帳所持者の状況

就学前における障がい児の手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には24人となっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	4	4	6	5
療育手帳所持者	14	18	17	19
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0	0
合 計	18	22	23	24

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

(4) 特別支援学級の状況

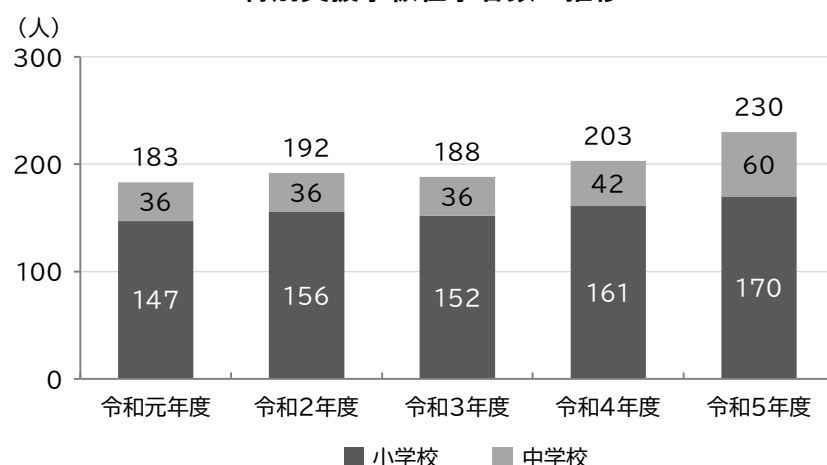
町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で230人となっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	147	156	152	161	170
中学校	36	36	36	42	60
合 計	183	192	188	203	230

資料：大津町学校教育課 各年5月1日現在（令和5年度は令和5年4月1日）

特別支援学級在学者数の推移



資料：大津町学校教育課 各年5月1日現在（令和5年度は令和5年4月1日）

2 各種調査結果について

(1) 住民アンケート調査

① アンケート調査の目的

町内にお住まいの障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方に日ごろの生活の様子や障がい者施策、障害福祉サービスなどに関する意見をお聴きし、計画に反映させることを目的に実施しました。

② 調査概要

◇調査対象者: 大津町在住の障害者手帳や通所受給者証をお持ちの方 1,843 件

◇調査期間: 令和5年2月 20 日(月)～3月6日(月)

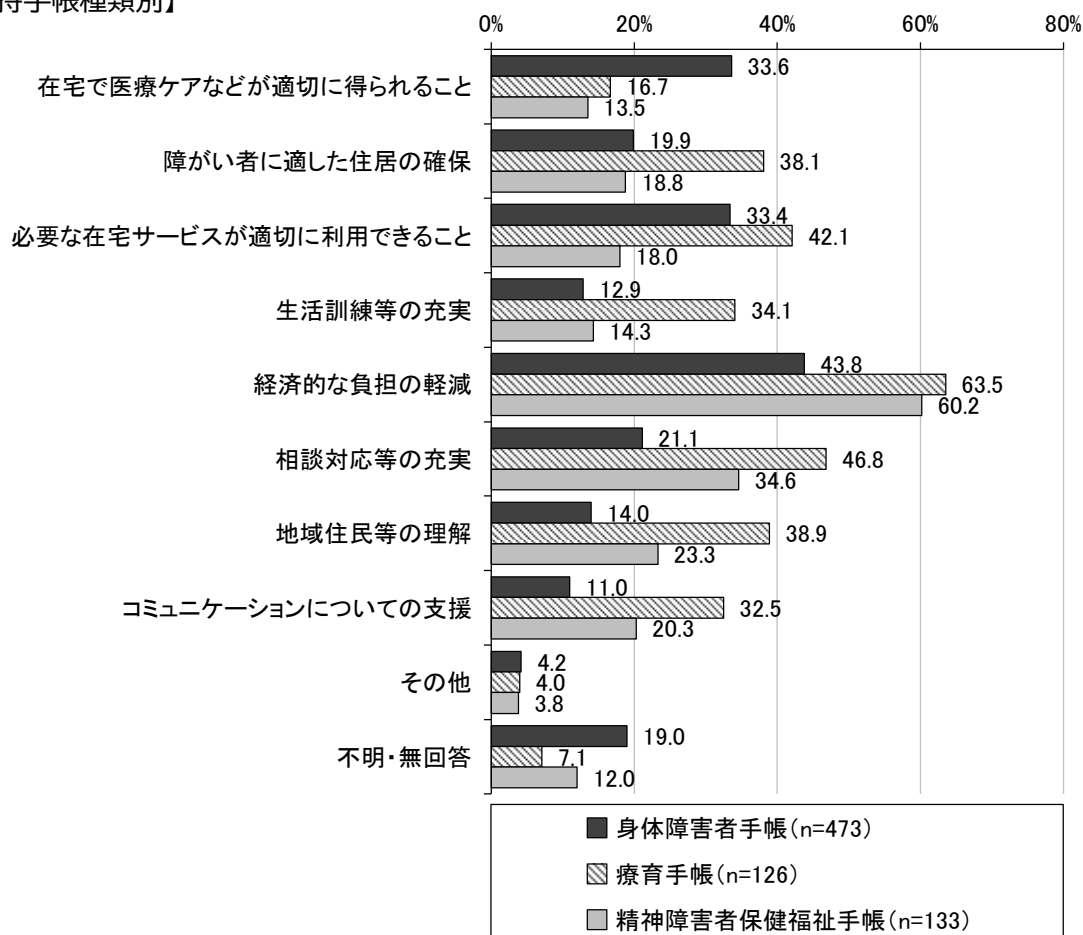
◇調査方法: 郵送配布・郵送回収による本人記入方式

③ 結果の概要

問 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。また、療育手帳では多くの項目の割合が他と比較して高くなっており、特に「障がい者に適した住居の確保」「生活訓練等の充実」「地域住民等の理解」で 15.0 ポイント以上高くなっています。

【所持手帳種類別】

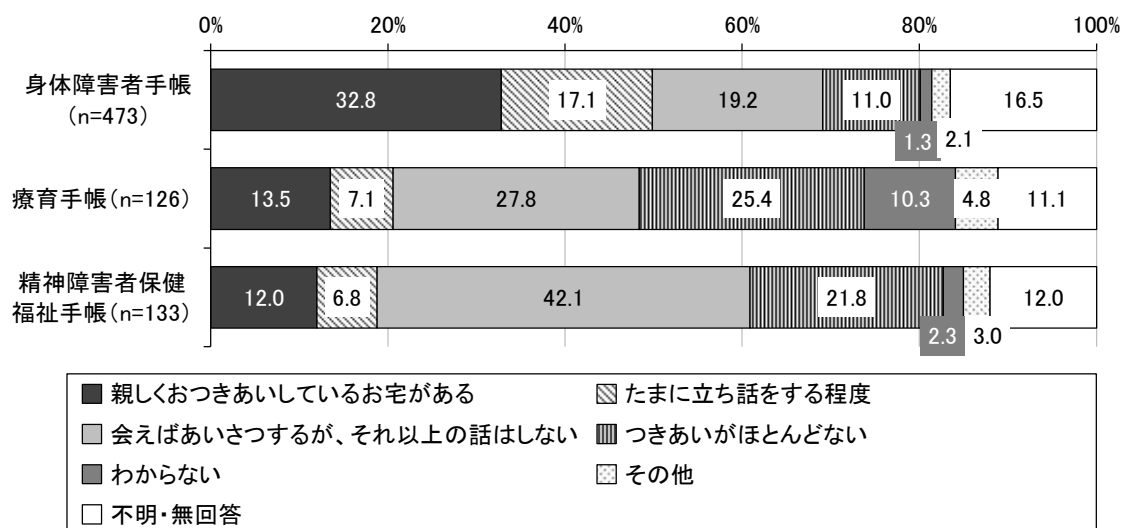


問 あなたやご家族は、近所の人とどれくらいのおつきあいをしていますか。あなたとご家族、それぞれについて、1つだけ○をご記入ください。

① あなた

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」が最も高くなっています。

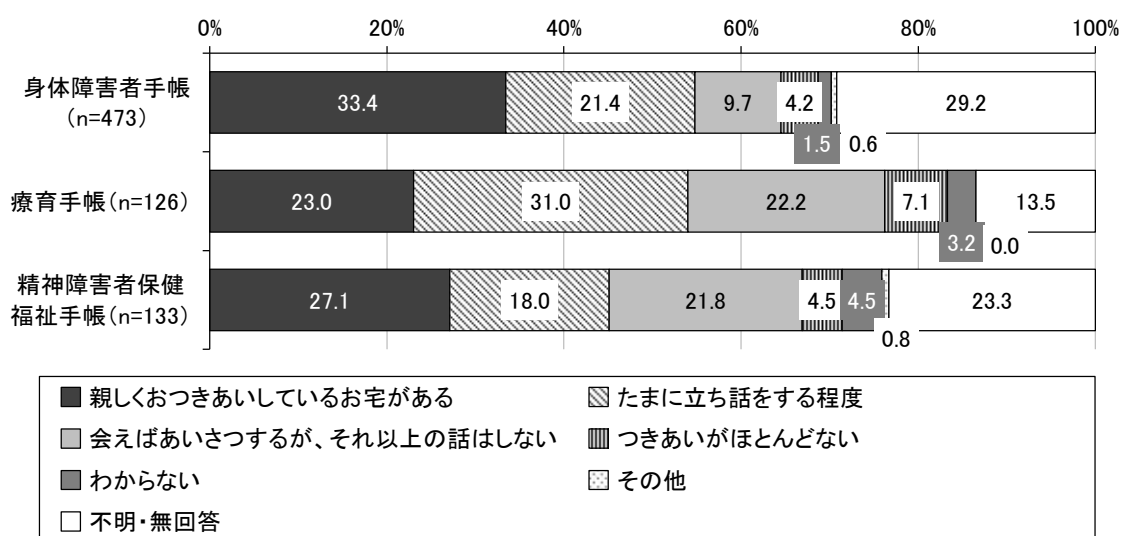
【所持手帳種類別】



② ご家族

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「親しくおつきあいしているお宅がある」、療育手帳では「たまに立ち話をする程度」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】

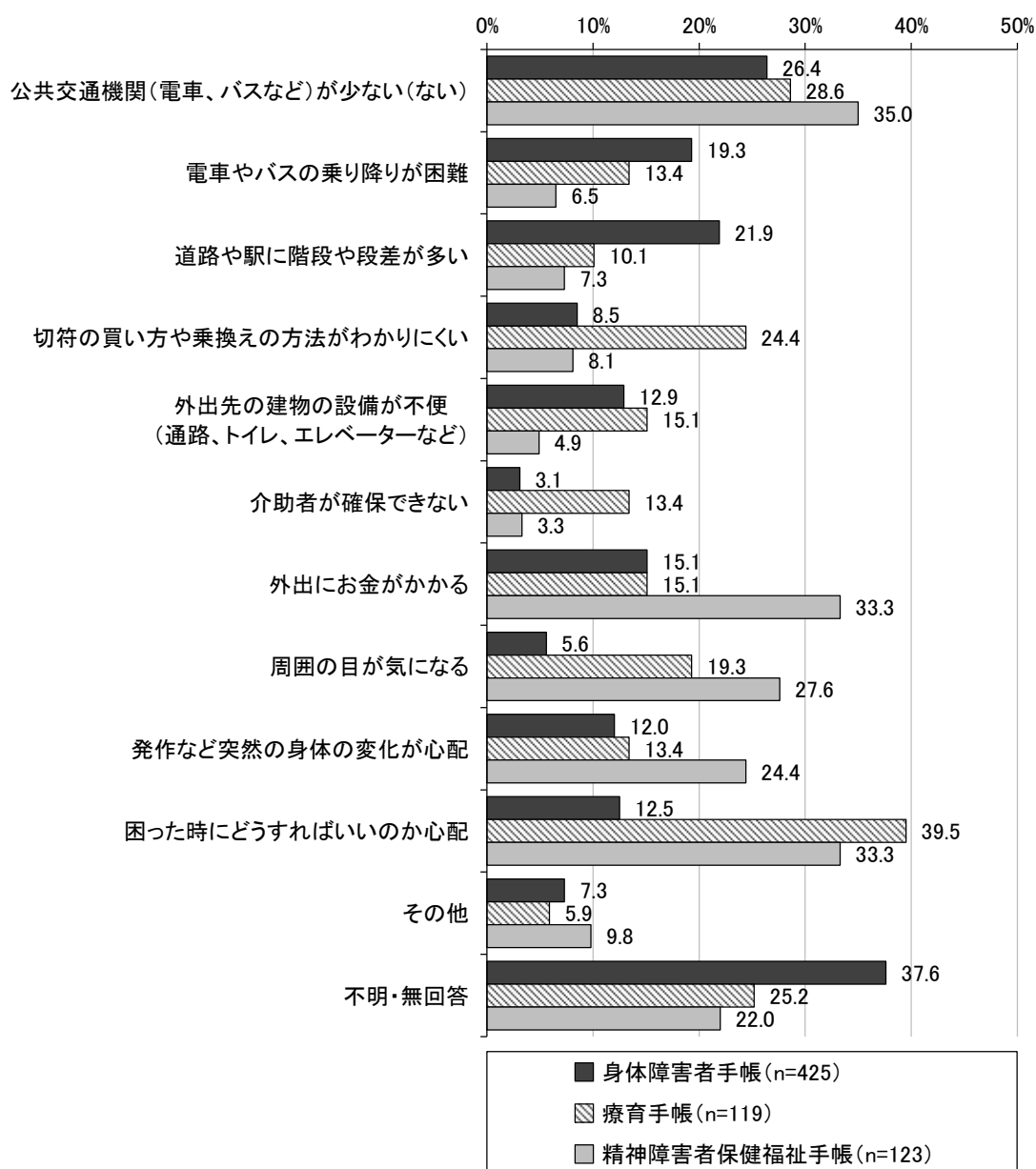


前の問で「毎日外出する」「1週間に数回外出する」「めったに外出しない」を選んだ方のみお答えください。

問 外出する時に困ることは何ですか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳では「公共交通機関（電車、バスなど）が少ない（ない）」、療育手帳では「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっています。

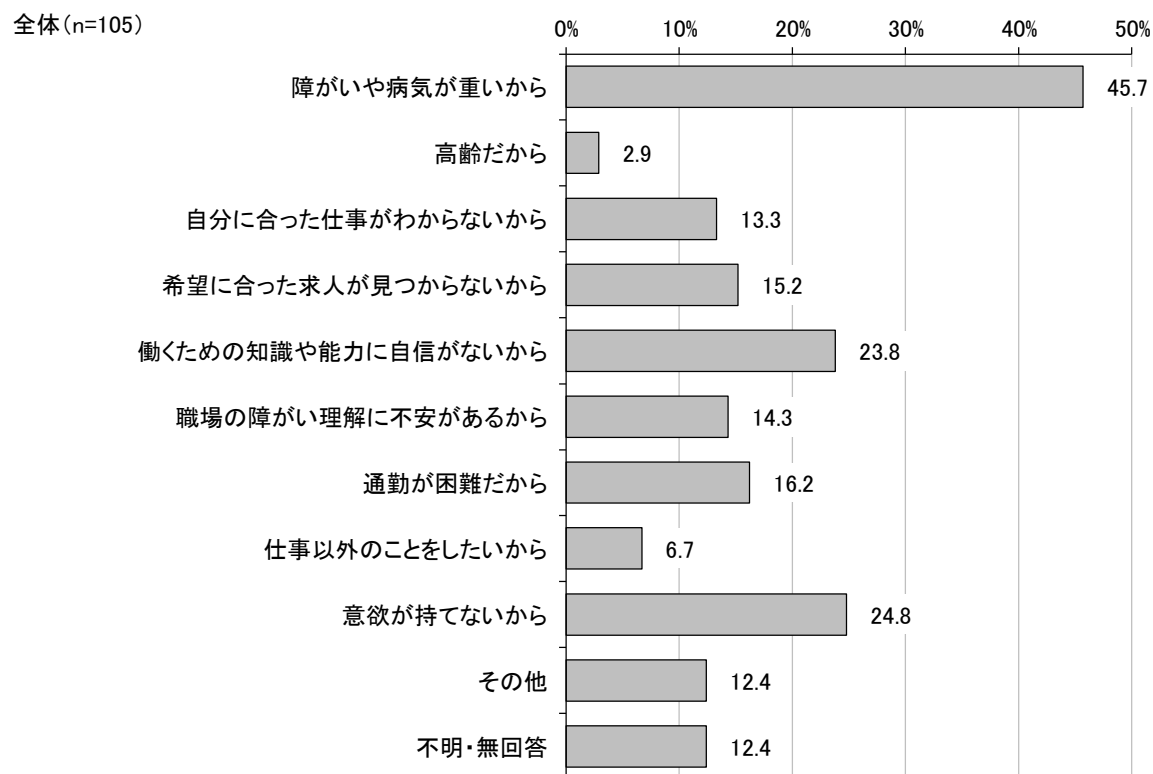
【所持手帳種類別】



前の問で「ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている」「専業主婦(主夫)をしている」「病院などのデイケアに通っている」「リハビリテーションを受けている」「自宅で過ごしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」を選んだ 18 歳～64 歳の方のみお答えください。

問 あなたが就労していない理由はなんですか。

全体では、「障がいや病気が重いから」が 45.7%と最も高く、次いで「意欲が持てないから」が 24.8%となっています。

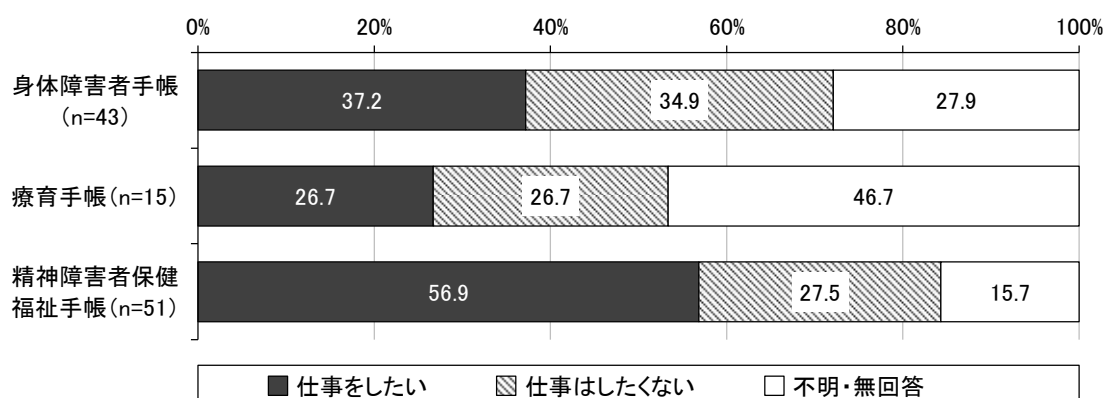


前の問で「ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている」「専業主婦(主夫)をしている」「病院などのデイケアに通っている」「リハビリテーションを受けている」「自宅で過ごしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」を選んだ 18 歳～64 歳の方のみお答えください。

問 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

所持手帳種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「仕事をしたい」の割合が他と比較して高くなっています。

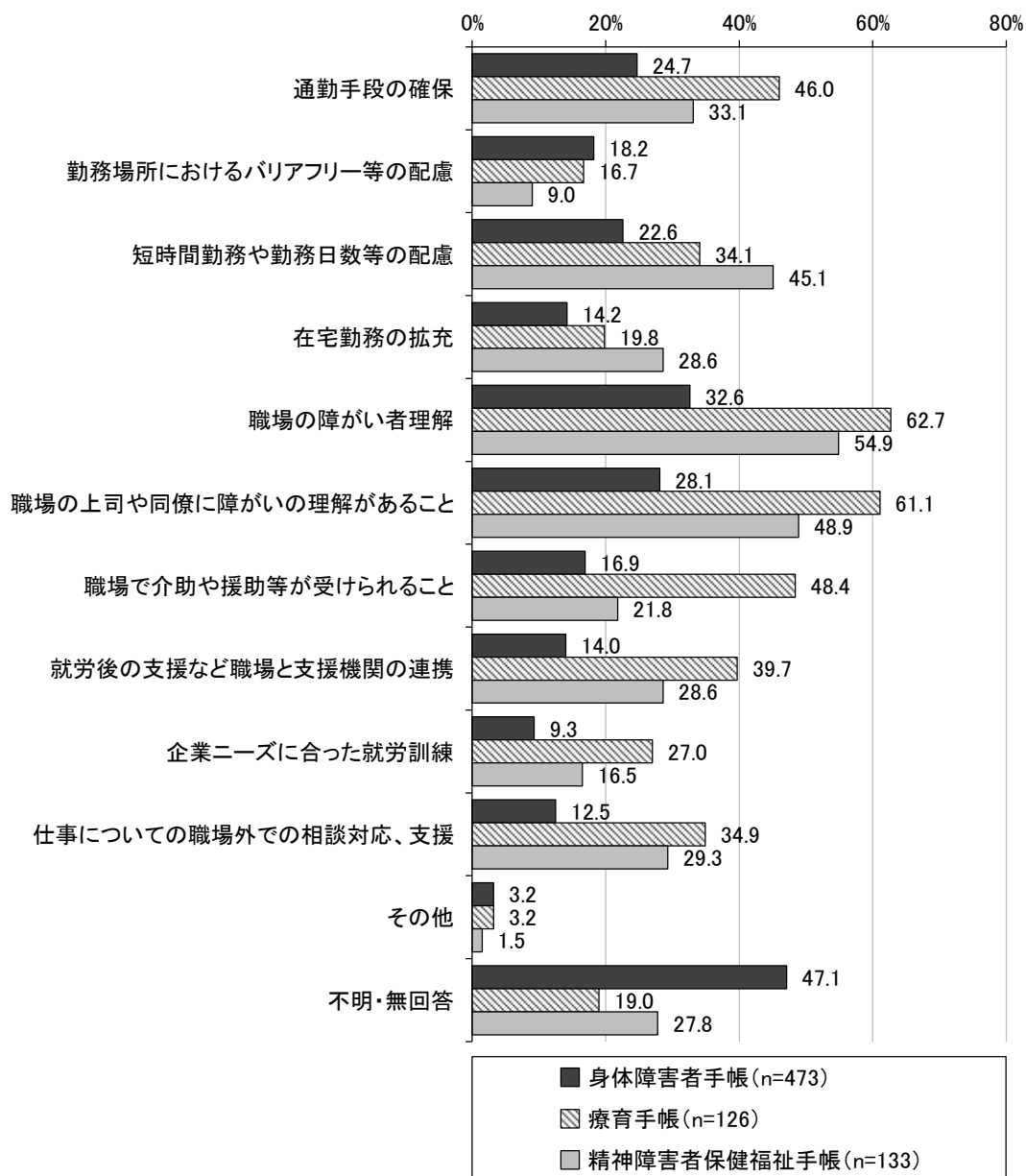
【所持手帳種類別】



問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「職場の障がい者理解」が最も高くなっています。

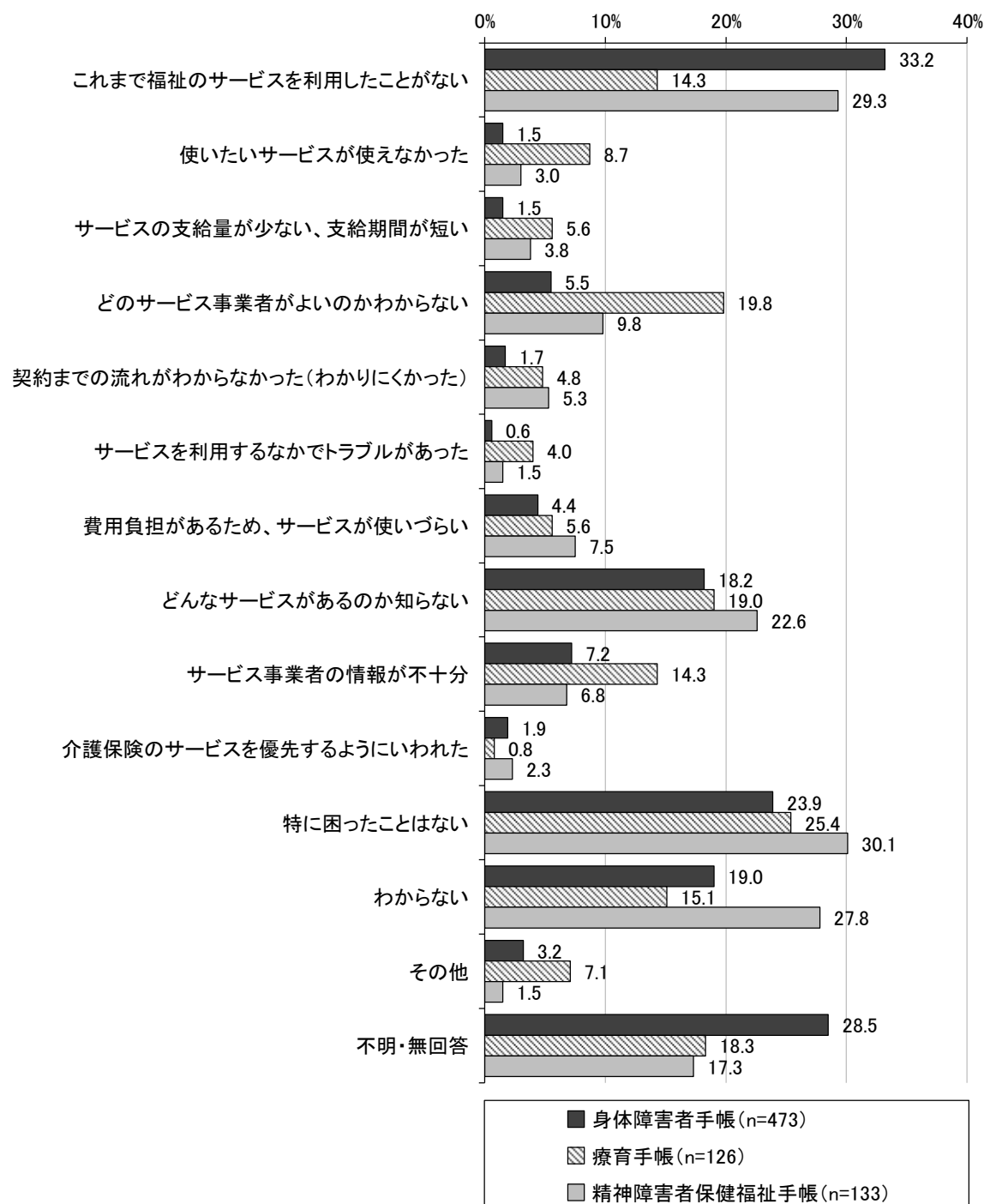
【所持手帳種類別】



問 福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「特に困ったことはない」が最も高くなっています。また、療育手帳では「どのサービス事業者がよいのかわからない」の割合が他と比較して10.0ポイント以上高くなっています。

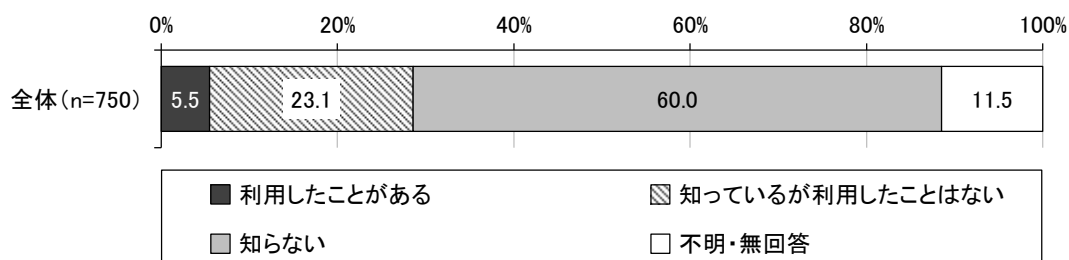
【所持手帳種類別】



問 あなたは、次の相談機関を知っていますか。また、利用したことがありますか。

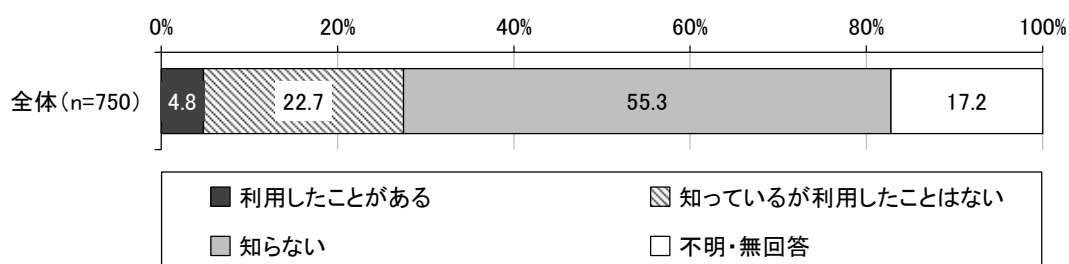
① 大津町障がい者基幹相談支援センター

全体では、「知らない」が60.0%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が23.1%となっています。



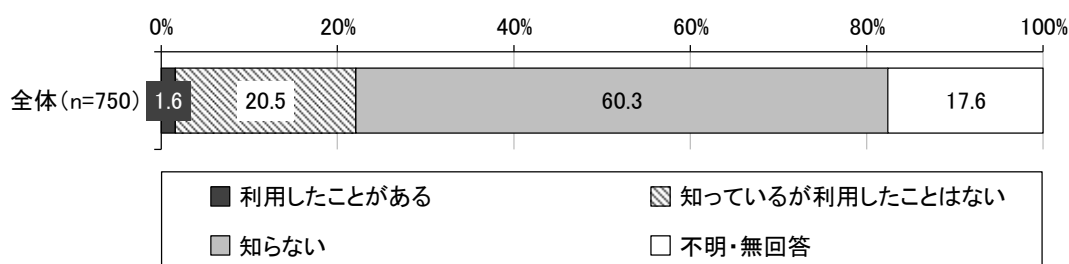
② 発達障がい者支援センター

全体では、「知らない」が55.3%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が22.7%となっています。



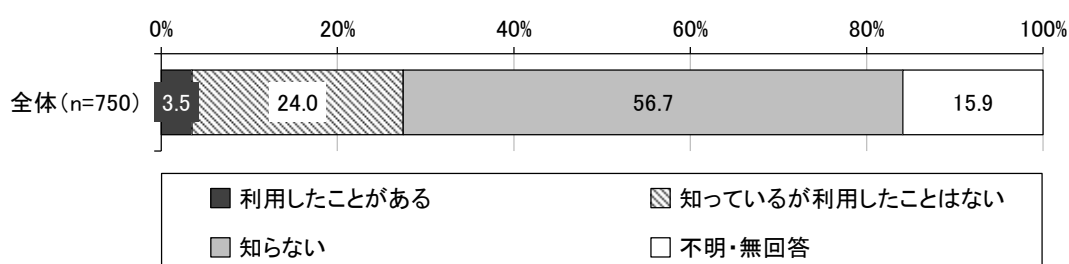
③ 教育支援相談室

全体では、「知らない」が60.3%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が20.5%となっています。



④ 障がい者就業・生活支援センター

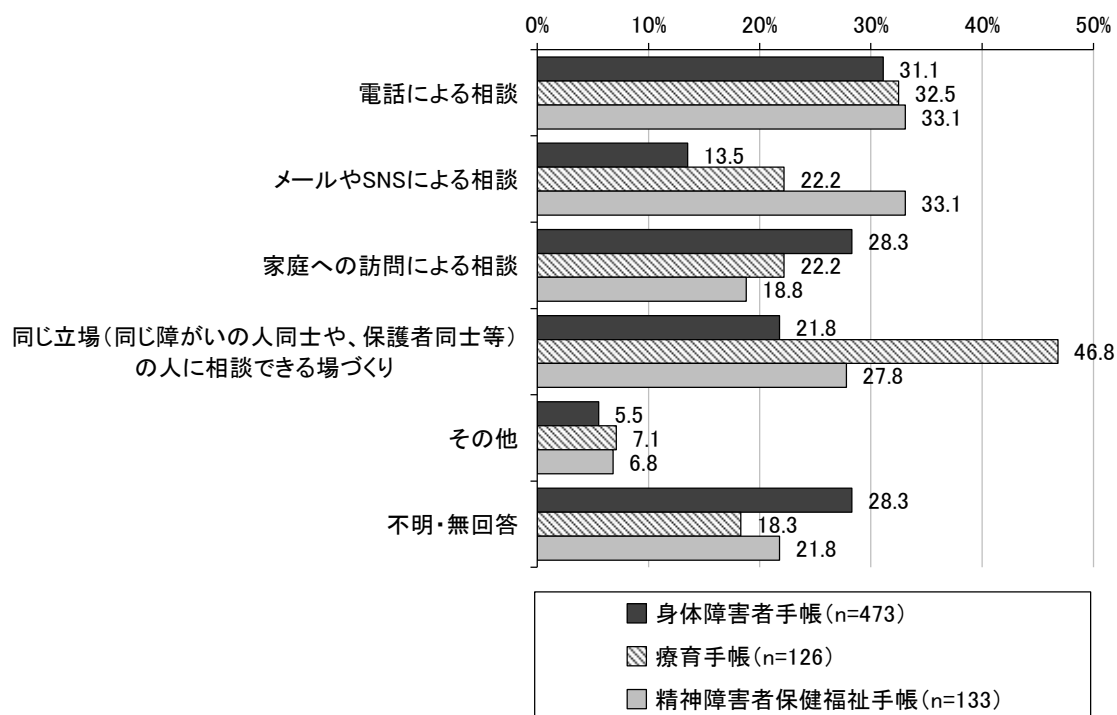
全体では、「知らない」が56.7%と最も高く、次いで「知っているが利用したことはない」が24.0%となっています。



問 今後、特に充実してほしい相談支援は、どのようなものですか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「電話による相談」、療育手帳では「同じ立場（同じ障がいの人同士や、保護者同士等）の人に相談できる場づくり」、精神障害者保健福祉手帳では「電話による相談」「メールや SNS による相談」が最も高くなっています。

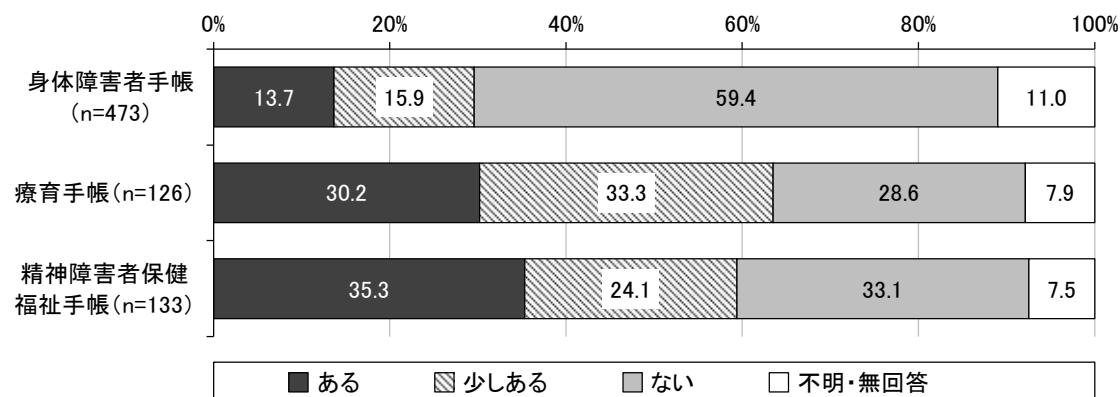
【所持手帳種類別】



問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では「ない」、療育手帳では「少しある」、精神障害者保健福祉手帳では「ある」が最も高くなっています。

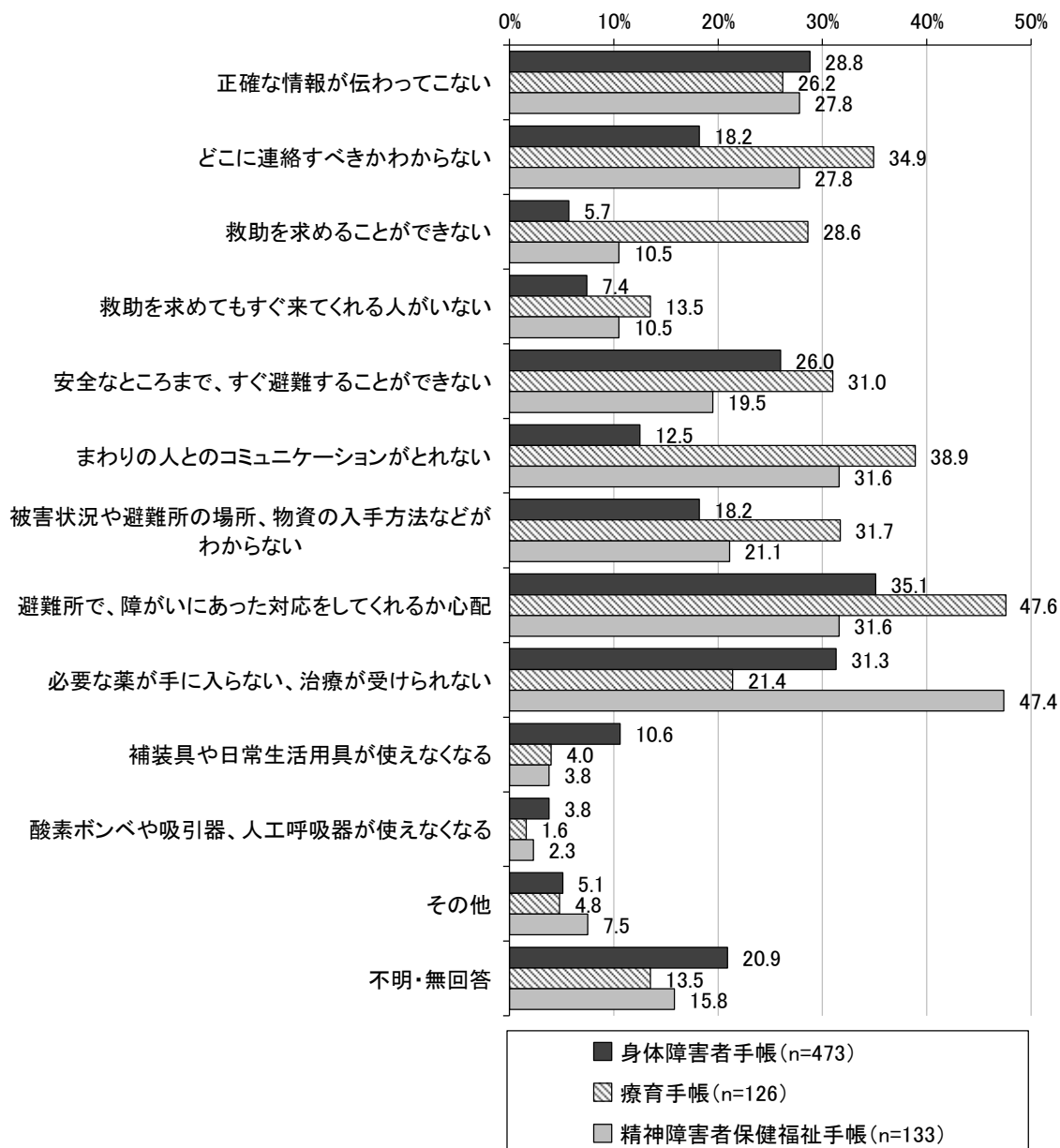
【所持手帳種類別】



問 今後、地震や台風等の大きな災害が起きた場合、どのようなことが心配ですか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、療育手帳では「避難所で、障がいにあった対応をしてくれるか心配」、精神障害者保健福祉手帳では「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が最も高くなっています。

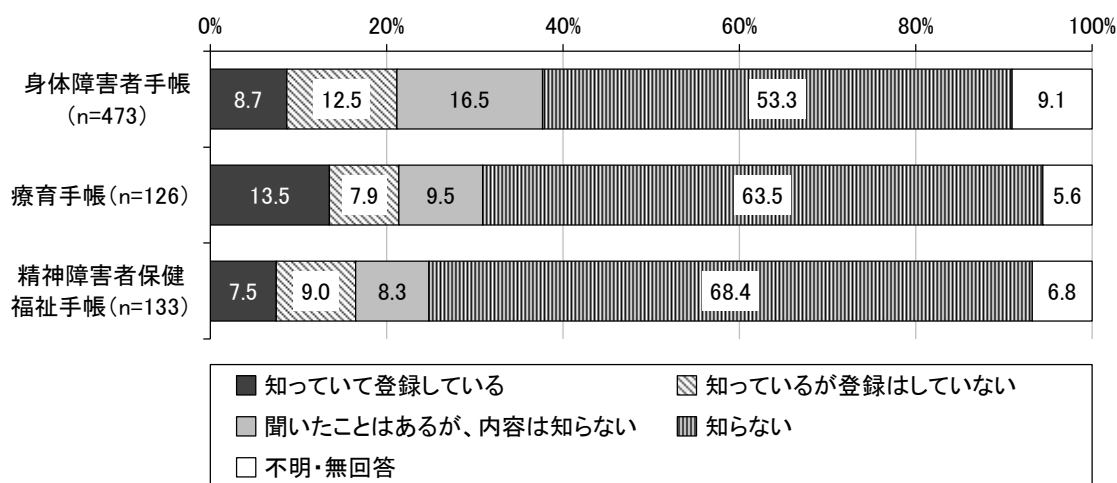
【所持手帳種類別】



問 あなたは、災害時要援護者支援制度を知っていますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「知らない」が最も高くなっています。

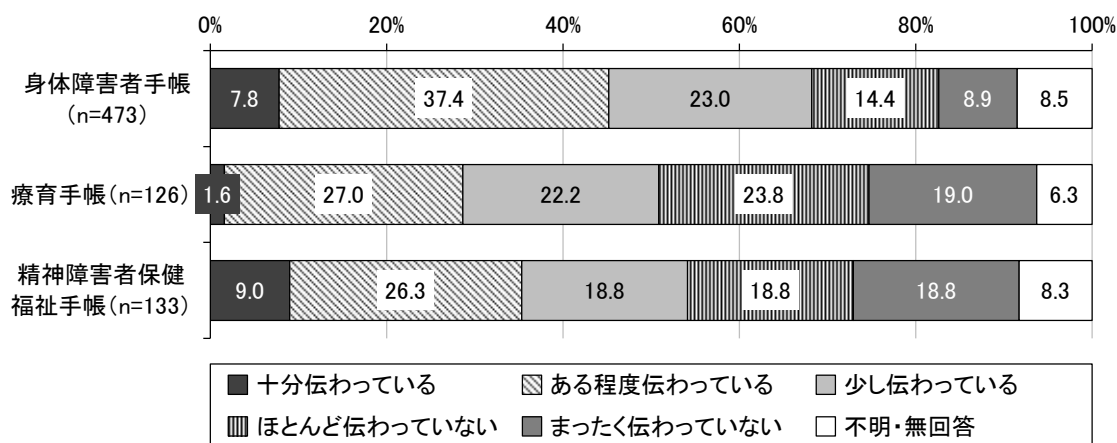
【所持手帳種類別】



問 本町では、「広報おおづ」や「町ホームページ」を通じて、制度や事業、障害福祉サービスなどの情報をお伝えしています。このような情報は、あなたに伝わっていますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「ある程度伝わっている」が最も高くなっています。

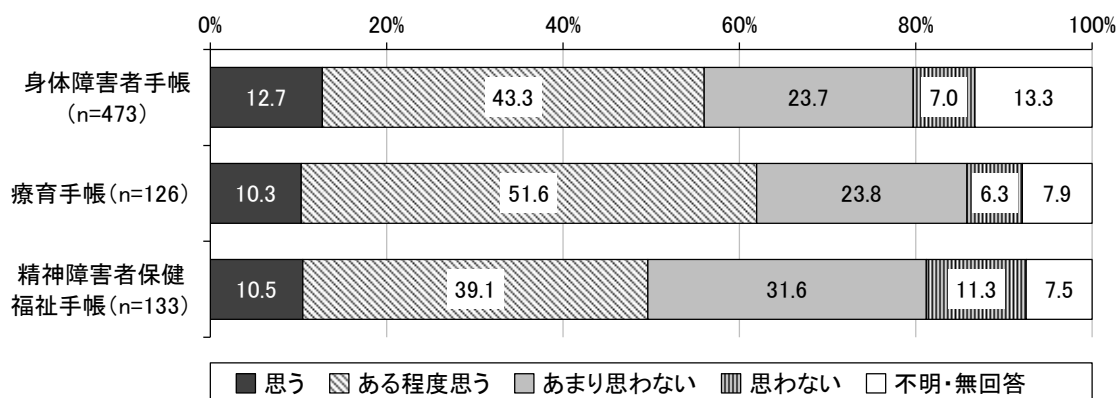
【所持手帳種類別】



問 大津町は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「ある程度思う」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳では『思わない（「あまり思わない」+「思わない」）』の割合が他と比較して 10.0 ポイント以上高くなっています。

【所持手帳種類別】



介助をされているご家族、保護者の方におたずねします。

問 介助するうえでの不安や困りごとについて相談できる人はいますか。

所持手帳種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「いない」の割合が他と比較して高くなっています。

【所持手帳種類別】



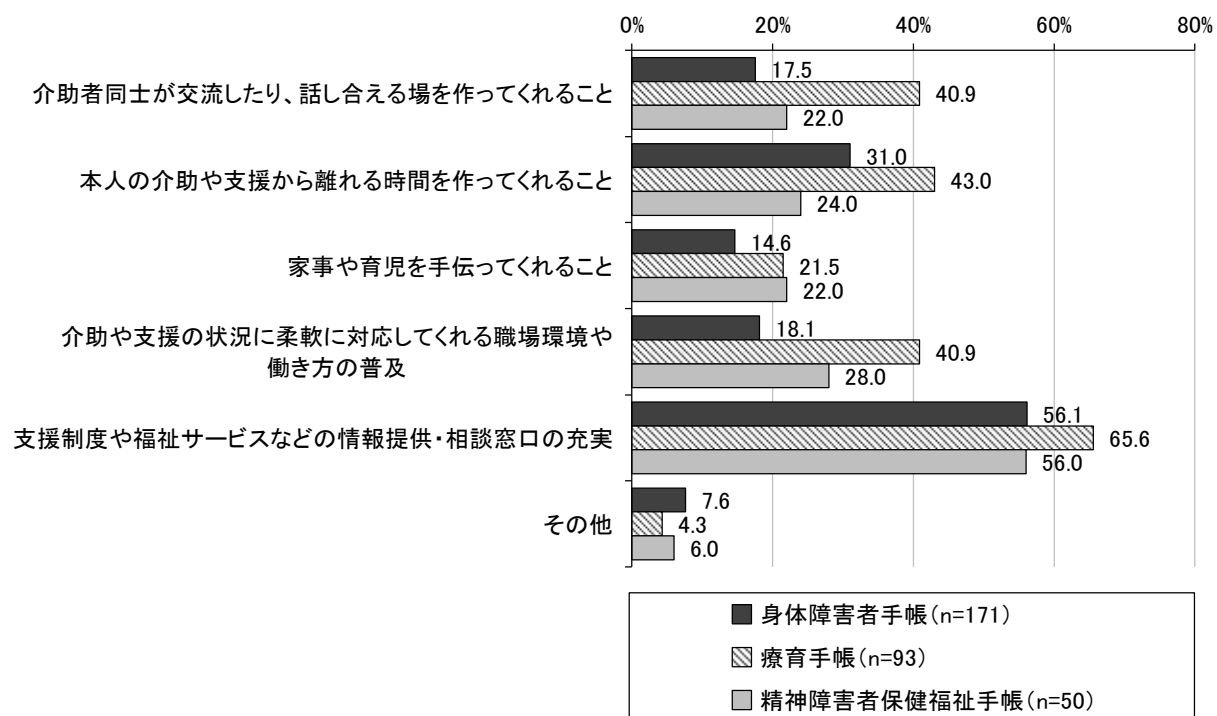
※「不明・無回答」を除いて集計

介助をされているご家族、保護者の方におたずねします。

問 介助する人への支援として力を入れてほしいことは何ですか。

所持手帳種類別にみると、いずれの手帳所持者においても「支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】



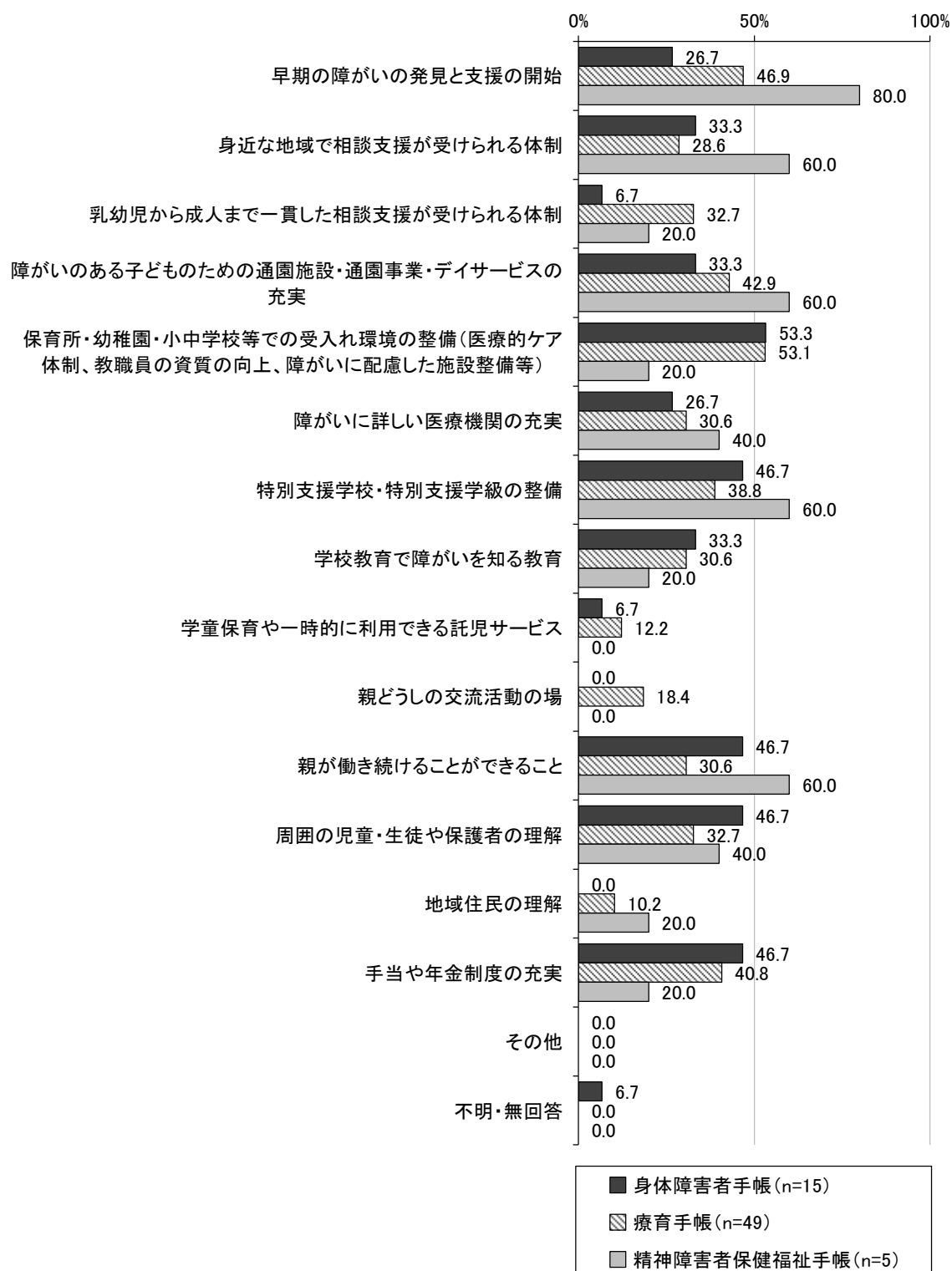
※「不明・無回答」を除いて集計

18 歳未満のお子さんの保護者の方におたずねします。

問 障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳、療育手帳では「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備（医療的ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等）」が最も高くなっています。

【所持手帳種類別】



(2) 団体ヒアリング調査

①団体ヒアリング調査の目的

障がい児支援に関するニーズや課題を把握し、計画に反映することを目的に、インタビュー形式のヒアリング調査を実施しました。

②調査概要

◇対象団体: 大津町立大津小学校特別支援学級保護者会「たんぽぽ会」

◇日時: 令和5年7月14日(金)

③結果の概要

○相談に関して

- ・子どもの発達等に関して気になった時に、学校の先生や知り合いに相談したが、役場に相談できることを知らず、相談しなかった。
- ・専門医の受診に関して、たまたま良い先生に出会えたが、そういった当てがない場合は、受診までの待ち時間が長い（予約が取れない）という話も聞く。
- ・不安や困りごとを、子どもが自分から言える、相談できるタイプだと良いが、言えない内気なタイプの子もだと、不登校につながるケースもある。

○福祉サービスの利用について

- ・3歳児健診の際に、発達の遅れの状況を指摘されたが、その後のフォローがあまりなかった。後々のフォローをもっと充実してほしい。
- ・福祉サービスに繋がるための申請や、手帳の更新について、待機の時間が長いように思う。

○通級指導教室や特別支援学級の利用について

- ・教室の環境（広さに対する児童数）などは、今の環境でちょうど良いと感じている。ただ、先生の数を増やしてほしいと思う。
- ・先生との連絡や情報交換といったコミュニケーションは、個人的には不安は無い。
- ・学年の途中で、特別支援学級に編入したいと思ったが、すぐに入ることができなかった。その間、子どもが登校できずにいたので、特別支援学級に編入できるまでの待機期間が親子ともにつらかった。支援学級に編入後は子どもも落ち着き、また登校できるようになった。子どもが楽しく登校できるのが一番大事だと考えている。

○団体の活動について

- ・定例会でいろいろ相談したり、話をしたい保護者もいると思うが、ここ数年はコロナの影響で開催できていない。悩みを抱え込んでいる保護者もいると思う。
- ・特別支援学級の児童が増加しており、会の会員数も増加している。以前は、特別支援学級の児童数が15～20人程度だったが、現在は50人規模となっており、会員数に対し、役員数が不足しているので、役員を増加する等の対応が必要だと感じている。現状では、2名の役員が対応しており、平日子どもが寝た後や休日に役員の仕事を進めている。

○障がいへの理解の促進について

- ・発達障がいがある子どもで、集団競技（スポーツ）をしている子どもが、障がいについて指導者に事前に伝えているのに、集団競技に向いていないとはっきり言われたと聞いたことがある。子どもも傷ついたり、障がいへの理解の課題を感じた。
- ・通常学級の中でも発達がいの特性のある子どもはいる。ただ、子どもの状態を伝えられ、支援の利用を打診されても、拒否感情を抱き、拒む親もいる。

(3) 事業所ヒアリング調査(障害福祉サービス事業所)

①アンケート調査の目的

障がい福祉分野で活動されている事業所を対象に意向をお聞きし、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査概要

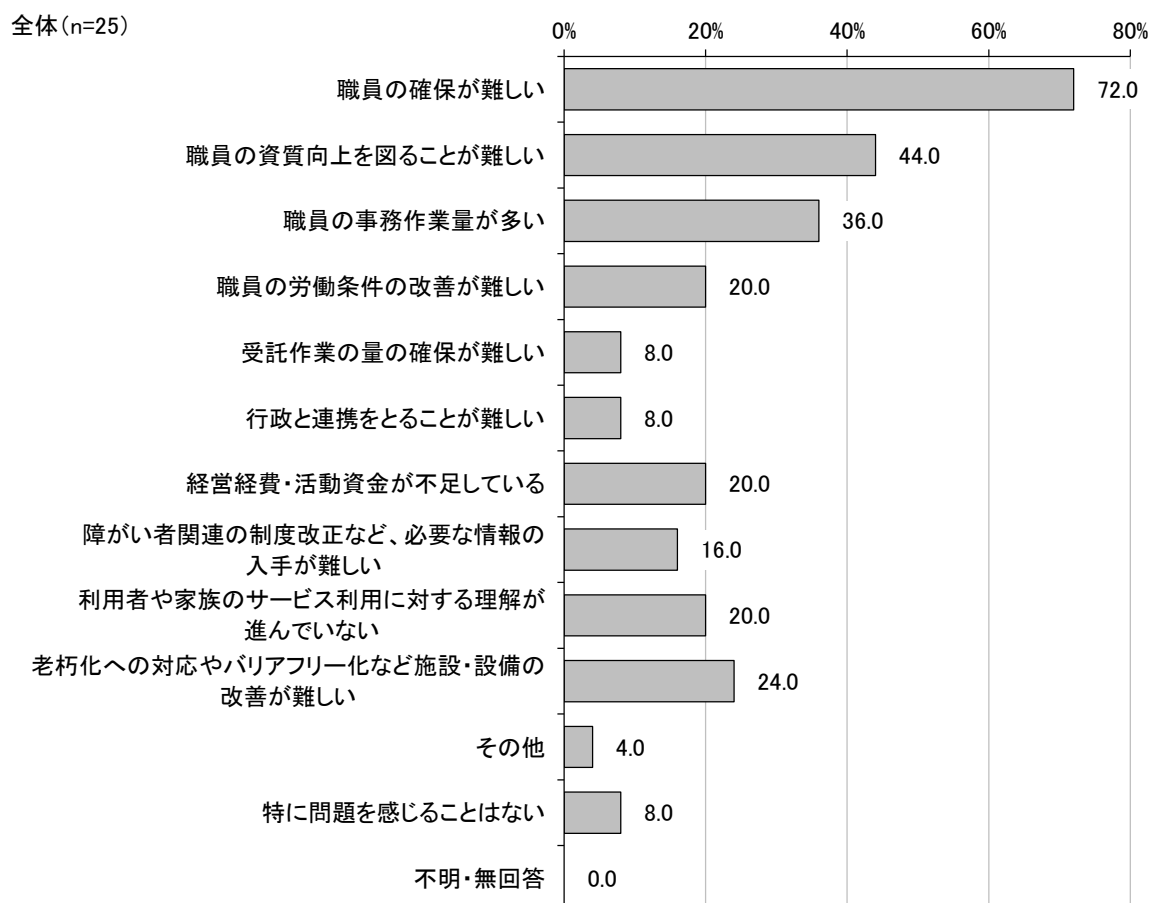
◇調査対象:大津町内の事業所 27 ヶ所

◇調査期間:令和5年6月 26 日(月)～7月 10 日(月)

③結果の概要

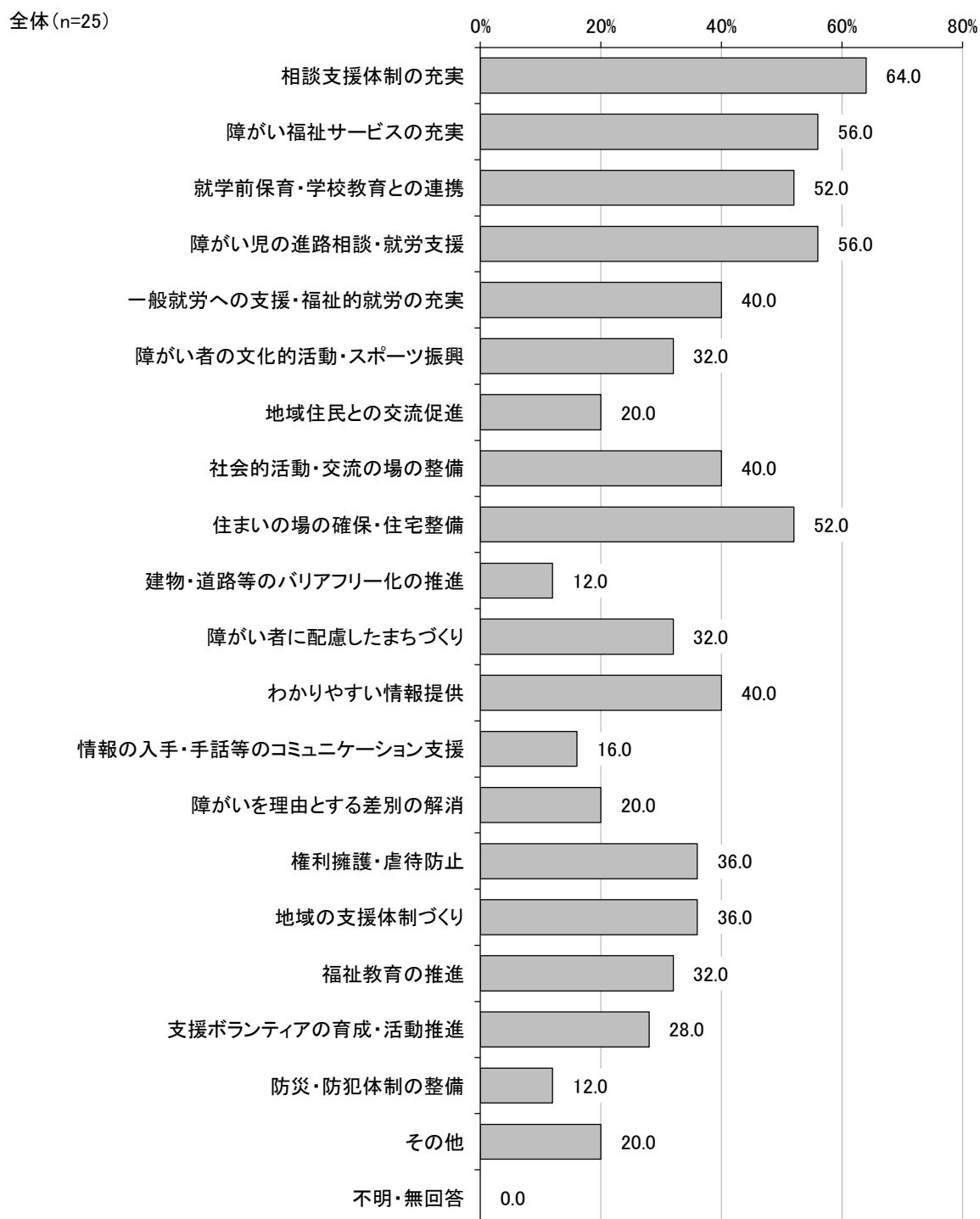
問 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか。

事業の運営を進めていく上で感じる課題や問題についてみると、「職員の確保が難しい」が72.0%と最も高く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」が44.0%となっています。



問 大津町が障がい者にとって暮らしやすいまちになるには、次のうちどの分野に重点的に取り組む必要があると思いますか。

大津町が障がい者にとって暮らしやすいまちになるには、どの分野に重点的に取り組む必要があるかについてみると、「相談支援体制の充実」が 64.0%と最も高く、次いで「障がい福祉サービスの充実」「障がい児の進路相談・就労支援」が 56.0%となっています。



3 前回計画からの進捗・成果について

(1) 前回計画からの主な進捗・成果について

●差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・令和3年8月より大津町権利擁護推進センター(大津町地域包括支援センター内)を設置しました。
- ・毎月第2木曜日と第4木曜日に権利擁護等に関する法律相談を実施しました。
- ・令和4年度より社会福祉協議会において、成年後見制度の法人後見事業を開始しました。
- ・障がいへの理解また配慮の促進にむけて、熊本県と連携し、令和3年10月からヘルプマークの窓口交付を開始しました。
- ・虐待の防止また早期発見・早期解決にむけて、関係機関と連携した会議を定期的に行いました。

●生活支援のための環境づくり

- ・複雑化した困りごとや支援のニーズに対応できるよう、令和4年度より、福祉全般に関連する事業として、「ふくしの相談窓口」を開設し、各課の連携のもと重層的支援体制整備事業を開始しました。また、事業を効果的に実施できるよう、同年に事業の実施計画を策定しました。
- ・障がい福祉に関する制度やサービスのわかりやすい情報提供にむけ「大津町障がい福祉ガイドブック」を作成し、窓口等で配布しました。
- ・相談支援の中核機関として、令和4年8月に基幹相談支援センターを開設しました。
- ・新庁舎の設置に際し、建替え時に1階に主要な窓口の配置やバリアフリートイレの設置を行うとともに、音声誘導装置を設置するなど、障がいのある人を含めた、来庁者に配慮した整備を行いました。
- ・令和4年9月に公営住宅の長寿命化計画を改定し、今後の建替えや改修の際にはバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備をするよう決めました。
- ・コロナの影響等により経済的に困窮している女性を支援するため、生理用品の無償配布を行いました。

●雇用と就労、多様な社会参加の推進

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で必要なサービスを利用しながら、自立した生活を送るためには、一般就労に繋がるよう支援していくことが求められます。就労継続支援事業A型・B型事業の新規利用者及びB型からA型へステップアップした人は、令和3年度は21名、令和4年度は19名、令和5年度は16名でした。また、障がい福祉サービス利用後に就労支援事業を活用して一般就労へ移行されたのは、令和3年度は6名、令和4年度は4名、令和5年度は4名でした。

●安全・安心対策の推進

- ・災害時の迅速な避難にむけて、障がいのある人を含む避難に支援が必要な方に対し、避難行動要支援者名簿への登録を推進しました。また、災害時の具体的な避難計画（個別支援計画）について、障がいのある人を含む 439 名分策定しました。

●障がい児支援の充実

- ・障がい児への支援の充実にむけて、障がいに関する専門知識をもつ巡回支援専門員を保育所等に派遣し、26 か所の保育所・幼稚園、小中学校等へ巡回支援や講演会を行いました。
- ・特別支援教育について広く周知するため、令和3年度に、町独自ガイドブック「特別支援教育ってなに？」を作成し、町内の関係施設や、就学相談の際に配布しました。
- ・学校施設のバリアフリー化にむけて、令和4年度に各学校の敷地や校舎内の通路の段差がある箇所について調査しました。（結果としては、児童用昇降口はすべての学校でスロープが設置されていましたが、正面玄関や、教室の入口については、段差が解消できていない部分もありました。）

4 今後の課題について

(1) 差別の解消と権利擁護について

- 差別の実感に関して、住民アンケート調査では、精神障がいや知的障がいの方において、約3人に1人の割合で「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」と回答されています。精神障がいや知的障がいといった「見た目でわかりづらい障がい」は差別や偏見に苦しむ方も多く、さらなる理解の促進が求められます。
- 学校教育やイベントなど、あらゆる機会を通じて交流の促進、幼少期からの理解啓発を進めるとともに、障がいがあっても地域活動等に参加しやすい環境づくりが求められます。
- 情報提供について、住民アンケート調査では、精神障がいや知的障がいの方において、約3人に1人の割合で「制度や事業、障害福祉サービスなどの情報が伝わっていない」と回答されています。情報発信の方法の多様化等、対応が求められます。

(2) 福祉サービス等の生活支援について

- 福祉サービスを利用する際の困りごとについて、住民アンケート調査では約5人に1人の割合で「どんなサービスがあるのか知らない」と回答されています。また、介助する人への支援として力を入れてほしいこととして、「支援制度や福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」という回答が最も高くなっており、福祉サービスの情報提供や、利用に関する相談について、充実が求められます。
- 相談窓口の認知について、住民アンケート調査では「大津町障がい者基幹相談支援センター」をはじめ、すべての相談窓口が、約2人に1人の割合で「知らない」と回答されています。また、団体ヒアリング調査でも「子どもの発達等に関して気になった時に、役場に相談できることを知らなかった」との意見が出ており、町の相談支援窓口の認知度の向上が求められます。
- 今後充実してほしい相談支援として、住民アンケート調査では「電話による相談」「メールやSNSによる相談」「同じ立場（同じ障がいの人同士や、保護者同士等）の人に相談できる場づくり」等の回答が高くなっています。相談方法の多様化や、ピアカウンセリングの体制の構築が望まれます。
- 事業所ヒアリング調査では、7割以上の事業所が「職員の確保が難しい」と回答されており、人材不足の深刻さがうかがえます。また、それ以外にも多くの事業所が「職員の資質向上を図ることが難しい」と回答されており、人材の定着また資質向上に向けた支援の充実が求められます。

(3) 社会参加の推進について

- 住民アンケート調査では、「(現在収入を得る仕事をしていない場合) 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか」という問いに対して、全体の約2人に1人の割合で「仕事をしたい」と回答されており、特に、精神障がいの方の就労意向が高くなっています。また、「障がい者の就労支援としてどのようなことが必要か」という問いについては、「職場の障がい者理解」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」という回答が最も高くなっています。障がいのある人の就労の促進については、法定雇用率の引き上げや合理的配慮の提供義務の拡大といった法整備が進められており、本人の希望を叶えるための雇用環境の充実が求められます。

(4) 防犯・防災に向けた取り組みの充実について

- 住民アンケート調査では、「災害時要援護者支援制度を知っていますか」という問いに対して、全体の約6割の方が「知らない」と回答されており、周知に課題がみられます。
- 住民アンケート調査では、「今後、地震や台風等の大きな災害が起きた場合、どのようなことが心配ですか」という問いに対して、全体の約3人に1人の割合で「避難所で、障がいにあっただ対応してくれるか心配」と回答されています。避難所の「多くの人が集まる、知らない場所」という環境は、知的障がいや精神障がいの方にとって大きなストレスになることが懸念されるため、安心して避難できる環境の整備（密にならない環境や仕切りの準備等）や、福祉サービス事業所と連携した福祉避難所の確保・周知の推進が求められます。

(5) 障がい児支援の充実について

- 住民アンケート調査では、「障がいのある子どもたちやその家族が暮らしやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか」という問いに対して、全体の約2人に1人の方が「保育所・幼稚園・小中学校等での受入れ環境の整備（医療的ケア体制、教職員の資質の向上、障がいに配慮した施設整備等）」と回答されています。また、団体ヒアリング調査でも「先生の数を増やしてほしい」「特別支援学級に編入できるまでの待機期間がたった」との意見があげられており、受け入れ体制の充実が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念等について

(1) 基本理念

本町ではこれまで、障がいのある人もない人も地域の一員として、住み慣れたところで自分らしく、こころ豊かにいきいきと生活できるまちづくりを進めてきました。また、常に変化し多様化・複雑化する支援ニーズに対し、地域と行政と事業者の連携のもと、必要な人に支援やサービスが届く体制の構築に努めてきました。

そのような中で、近年、SDGsの理念と共に、世界的に「ダイバーシティ&インクルージョン」の考えが普及し始めています。「ダイバーシティ&インクルージョン」とは、日本語では「多様性と包摂性」という意味であり、人種・国籍・性別・障がいの有無等に関わらず、それぞれの在り方や個性を誰もが認め合い、だれも差別や排除をされない社会をさします。この考えは、障がい福祉の普遍的な目標ともいえます。

本計画では、前回の成果や課題を踏まえながら、この「ダイバーシティ&インクルージョン」の考えのもと、障がいのある人を含め誰もが地域の中で認め合い、輝きと生きがいをもった生活ができるよう、「誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり」を基本理念とします。

【本計画の基本理念】

誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり



(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を設定し、さまざまな角度から地域生活を支援する取り組みを推進します。

① 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいに対する偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動を推進します。また、障がいのある人の権利擁護について、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の利用の促進に向けた取り組みを推進するとともに、選挙における出馬や投票に関する支援・配慮の充実に努めます。

また、令和4年に公布・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえた情報提供に努めるとともに、事業所等とも連携し障がいのある方本人の意見や自己決定を尊重する意思疎通支援また意思決定支援の体制の充実に努めます。

あわせて、虐待の未然防止や早期解決等に向け、家族の苦悩や背景に寄り添い相談しやすい環境づくりに努めるとともに、事業所等とも連携し、情報共有や通報など適切に解決できる仕組みづくりに努めます。

② 生活支援のための環境づくり

障がいの種類や程度にかかわらず本人が希望する地域生活をかなえることができるよう、さまざまな角度から地域生活を支えるための支援を推進します。また、福祉に関する包括的・一体的な支援を推進するために本町が実施している重層的支援体制整備事業について、既存の障害福祉サービスとも効果的に連携していくことで、自ら相談することが困難な人を支援につなぐ取り組みや、多機関の連携による支援につなげます。あわせて、障がいのある人本人を支える介助者や保護者等に向けた支援の充実に努めます。

また、地域生活を支えるためのサービスの安定的な提供に向けて、広域で連携を図りながらサービスの供給体制の充実や人材の確保・育成に努めます。

③ 保健・医療サービスの充実

障がいの重度化や重複化、二次障がいの予防には、心身を含めた健康管理や異変や違和感に早期に気づき、相談や適切な支援につながることが重要です。そのためには、町が実施するさまざまな健診の受診率の向上や、健診から適切に医療や福祉につながる仕組みの充実が求められます。さまざまな病気や障がいの兆候について、情報提供の推進と相談体制の充実を図るとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

④ 雇用と就労、多様な社会参加の推進

障がいのある人の就労の拡大に向けて、さまざまな法整備が進められています。本町でも一般企業への就労の拡大に向けた広報・啓発や、ハローワークやジョブコーチ等の関係機関・人材と連携した就労支援の一層の充実が求められるとともに、障がいのある方の経済的な自立に向けて、各種助成制度や諸手当の支給等の周知を推進し、資格のある方が適切に受給できるよう努めます。

そのほかにも、福祉的就労の拡大に向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、関係機関とも連携しながら本人が希望する地域活動やスポーツ、文化芸術活動などへの参加を促し、障がいのある人と社会の接点の拡大を図り、個性や能力を認め合う社会の土壌づくりに努めます。

⑤ 安全・安心対策の推進

障がいがあっても地域で安心して暮らすためには、防犯や防災に関する取り組みの充実が重要となります。防犯については、比較的軽度の障がいのある人が犯罪に巻き込まれたり、詐欺被害にあうリスクが高く、予防に向けて、学校とも連携した防犯教育の充実や地域と連携した見守り体制の充実に努めます。また、防災に関しては、令和3年の災害対策基本法の改正も踏まえ、地域と連携した災害時要援護者台帳の整備や個別避難計画の策定に努めます。また、町内の事業所等とも連携し、障がいのある人が安心して避難できる体制の充実を図ります。

⑥ 障がい児支援の充実

ニーズが拡大している障がい児支援について、乳幼児健診等を通じて早期発見や早期支援につなげる取り組みを推進するとともに、保護者が安心して前向きに子どもに向き合うことができるよう、ライフステージごとの切れ目のない相談支援、障害児福祉サービスや各種手当等の適切な提供に努めます。あわせて、子どもにとって学びと生活の場である学校について、子どもの発達状況に合わせた特別支援教育を推進するとともに、障がいの有無にかかわらず子どもが交流できる環境をつくることで、お互いの個性や能力を認め合う、多様性と包摂性に富んだ地域づくりに努めます。

(3) 施策の体系

基本理念

基本方針

主要施策

誰もが認め合い、輝き、心ふれあう、共生のまちづくり

1 差別の解消、
権利擁護の推進
及び虐待の防止

1 差別の解消の推進

2 権利擁護の推進

3 情報提供の充実

2 生活支援のための
環境づくり

1 重層的支援体制整備事業との効果的な連動

2 相談支援体制の充実

3 地域生活への移行支援

4 生活支援サービスの提供

5 重度障がい児・者等への支援

6 介助者・保護者等への支援

3 保健・医療サービ
スの充実

1 障がいの早期発見と重度化等予防の推進

2 精神保健・医療施策の推進

3 保健・医療・福祉の充実と連携の強化

4 雇用と就労、多様
な社会参加の推進

1 就労支援の推進

2 雇用・就労機会の拡充

3 地域活動への参加の促進

4 スポーツや文化芸術活動の振興

5 安全・安心対策の
推進

1 地域と連携した見守り体制の充実

2 避難支援体制の充実

3 防犯対策の充実

6 障がい児支援の
充実

1 切れ目のない相談支援の推進

2 福祉的支援の充実

3 特別支援教育の充実

第4章 施策の展開

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 差別の解消の推進

取り組みの方向性

障がいのある人が自立した生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、住民一人ひとりが障がいについて正しく理解し、偏見や差別の解消を推進することがとても重要です。

理解促進に向けた広報・啓発や、学校と連携した福祉教育の充実に取り組みます。

■主な取り組み

概要	障がいへの理解の促進	担当課	福祉課、学校教育課
内容	○住民が障がいについて関心を持ち理解を深めるため、各種研修会や講演会等を開催します。実施にあたり、テーマや内容等について自立支援協議会等と連携を図り、理解を深めていきます。 ○小中学校やボランティアと連携し、アイマスク体験等、障がいに対する理解と認識を培う福祉教育の充実に取り組みます。		
概要	広報・啓発の推進	担当課	福祉課、総合政策課
内容	○毎年12月3日から12月9日までの「障がい者週間」を中心に、事業所や自立支援協議会と連携し、障がいについて正しく理解し、人権を尊重し認め合う地域づくりのための広報・啓発活動を推進します。 ○「広報おおづ」や町のホームページ等を通じて、発達障がいや精神障がいを含め障がいの特性や必要な配慮を正しく認識し、理解を深めるとともに、認め支え合う気持ちを育むための記事を掲載します。 ○団体等が行う啓発活動に対し、その効果が広く浸透するよう、企画・運営に係る支援を行います。また、啓発活動の輪が広がるよう、各団体の連携体制の強化を図ります。		
概要	ヘルプマークの活用と認知の向上	担当課	福祉課
内容	○ヘルプマークを見かけた周囲の人が、障がいのある人へ声を掛け、障がいの特性や、対応方法を理解するきっかけとなるよう、ヘルプマークの周知に努めます。 ○精神障がいや発達障がい、内部障がいや難病等を含め、「見た目ではわかりづらい」障がいや困難がある方への配慮の普及に向けて、ヘルプマークの配布や具体的な配慮また支援の方法等についての周知に取り組みます。		
概要	職員研修の実施	担当課	福祉課、総務課
内容	○職員は、「大津町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を理解し、地域の中で障がいに対する理解を広めるリーダーとしての役割を担うため、福祉に関する職員研修の中で、障がい福祉についても研修を行い、障がいへの正しい理解と窓口等における対応力の養成を図ります。		

(2) 権利擁護の推進

取り組みの方向性

障がいのある人があらゆる場面において、障がいによる不利益を受けることがないよう、事業者やさまざまな機関と連携した合理的配慮の普及や、意思疎通・意思決定も含めた権利擁護に取り組みます。

また、障がいのある人を虐待から守る取り組みを推進します。

■主な取り組み

概要	合理的配慮の普及	担当課	福祉課、商業観光課、企業振興課
内容	○令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。商工会や事業所等と連携しながら、適切な配慮の提供に向けた情報提供や啓発に取り組むとともに、合理的配慮に係る相談・通報等があった場合には、必要に応じて障害者就業・生活支援センター等とも連携しながら、適切な助言や指導を行います。 ○本町を含む近隣市町で半導体関連企業を中心に企業の進出が増加しています。新たに本町で事業を開始する企業等においても、適切に配慮が提供されるよう、商工会・企業連絡協議会等の関連機関とも連携した広報・啓発に取り組みます。		
概要	権利擁護事業の推進	担当課	福祉課、選挙管理委員会
内容	○認知症や障がい等の理由により、福祉サービスの利用の判断や金銭管理に課題がある方に対し、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援（地域福祉権利擁護事業）に取り組み、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。 ○成年後見制度等について、引き続き窓口の周知や説明会の開催に取り組みます。また、家庭内で複合的に問題が発生している場合は弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携しながら、個別ケースの解決や権利擁護支援の充実を図ります。 ○障がいのある人の選挙権行使を促進するため、継続して障がいのある人が利用できる投票制度についての啓発を行います。また、車いす用記載台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置、介助職員の配置など、障がいのある人が適切に選挙権を行使することができるよう、事前の改善措置に努めます。 ○サービス利用者と事業者の間での苦情解決が困難な場合や、直接事業者への苦情申し立てが難しい場合に、関係機関と連携を図りながら相談や苦情の解決に努めます。		
概要	虐待防止の推進	担当課	福祉課
内容	○障がい者虐待に関する正しい理解を普及するため、さまざまな機会を通じて啓発に努めるとともに、未然防止のため、関係機関との連携を深めます。また、大津町障害者虐待防止センターにて地域や家族からの相談を受け付け、虐待事案に対して、迅速かつ適切に対応します。 ○障がいのある人の介助者や保護者の悩みや苦悩に寄り添い、レスパイトサービスの適切な利用を促進することで、家庭内での虐待の防止を図ります。 ○障がいのある人や保護者・介助者等それぞれ同じ立場の人たちが交流・相談できる機会の充実に努めます。		

概要	意思疎通や意思決定への支援の充実	担当課	福祉課
内容	○手話が言語であるという認識に基づく、手話への理解の促進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に努めます。 ○聴覚、音声、言語等に障がいのある人の日常生活や社会における円滑なコミュニケーションのために、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。また、月に 2 回大津町役場において手話通訳者を設置します。 ○障がいのある人とのコミュニケーションを支援する手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者の確保やボランティアの促進に向けて、養成講座を定期的を開催します。 ○事業所等と連携し、意思疎通や意思決定等に困難がある方の場合でも、利用者の目線に立った、利用者にとって最善の利益となるサービスの提供の推進に努めます。		

(3) 情報提供の充実

取り組みの方向性

障がいのある人が必要な情報を入手しやすくするため、アクセシビリティに配慮した情報発信や、わかりやすい情報提供に継続して取り組みます。

特に、障害福祉サービスの利用にあたっては、本人に不利益のないよう、「障がい福祉ガイドブック」等を活用し、制度やサービスについてわかりやすい情報提供に努めます。

■主な取り組み

概要	障がいに配慮した情報提供の推進	担当課	総合政策課、福祉課
内容	○令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人となない人で情報取得において格差が出ないように、障がいのある人に配慮した情報発信や、手話言語やスマートフォンアプリ等の ICT 技術も活用したコミュニケーション手段の一層の充実に努めます。 ○広報などの作成は、色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD(ユニバーサルデザイン)書体を使用します。 ○日常生活の中でも特に重要な災害情報の提供について、迅速に取得できるよう、アクセシビリティの向上に努めます。また、災害時要援護者の避難支援制度についても、自主防災組織や事業所とも連携した情報提供や利活用の促進に努めます。 ○障害福祉サービスや各種手当等の重要な情報について、広報や町ホームページにて周知を行うとともに、SNS 等を活用したプッシュ型通知の導入等も検討し、できる限り多くの人に情報が伝わるよう努めます。		
概要	障害福祉サービスに関する情報提供	担当課	福祉課、総合政策課、生涯学習課
内容	○広報や町ホームページ、職員出前講座やリーフレットの配布などを通じて、障がいのある人に関する法律や制度、障害福祉サービスや相談窓口について情報提供を行います。 ○相談時や、障害者者手帳の交付時に「障がい福祉ガイドブック」等を活用し、多様化する障害福祉サービスや支援策についてわかりやすく説明を行います。 ○情報提供の内容を見直し、誰にでもわかりやすい表現にするなど、追加・改訂を行い、情報提供の拡大を図ります。		

(4) 計画目標

目標項目	実績値 令和5年	目標値 令和10年	担当課
地域社会の中で、障がいがあることを理由とする差別が「ある」とする住民の割合(※)	46.7%	35.0%	福祉課
虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整会議の開催回数	2回／年	2回／年	福祉課
人権問題に対する理解と認識を深めるための講演会等の開催回数	4回／年	5回／年	人権推進課
手話奉仕員養成講座受講者数	5人／延べ・年	7人／延べ・年	福祉課
町職員を対象とした障がいのある人への合理的配慮に関する研修の開催回数	2回／年	2回／年	福祉課

※振興総合計画の進捗状況や町民意識の変化などを把握するため、毎年実施している「まちづくりアンケート」の集計結果より

2 生活支援のための環境づくり

(1) 重層的支援体制整備事業との効果的な連動

取り組みの方向性

障がいのある人の不登校やひきこもり、また障害福祉サービス支援が必要でも支援につながっていない等の問題に対して、福祉全般に関連する事業として行っている重層的支援体制整備事業と効果的に連動し、保護者や家族、地域の相談等から、多機関での協働による支援やアウトリーチ（訪問）による支援等を図ります。

■主な取り組み

概要	包括的な相談支援の推進	担当課	福祉課
内容	○ひとつの世帯で介護や障がいや貧困など、複数の問題が生じている場合に、相談者が「どこに相談すればよいかわからない」という理由で相談できないということがないよう、「ふくしの相談窓口」において、福祉に関する相談を一括して受けとめる、包括的な相談支援に取り組みます。 ○「ふくしの相談窓口」で受けとめた相談は、必要に応じて適切な支援機関につながります。また、相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、課題の整理や支援機関の役割分担、連携した支援が必要な場合には多機関協働事業につながります。		
概要	アウトリーチ(訪問)による支援の推進	担当課	福祉課
内容	○長期の不登校やひきこもりの背景には、障がい起因するケースも多いことから、アウトリーチ(訪問)による支援の充実に取り組みます。また、障がいにも関連する複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人を、訪問による相談等により信頼関係の構築に努め、適切に福祉サービスにつなげます。		
概要	多機関の協働による支援の推進	担当課	福祉課
内容	○複雑化・複合化した課題や複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、関係者や関係機関の役割を整理し、支援の方向性を定めるなどのコーディネートを行います。この支援は、本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつくまで継続します。また、関係機関の業務内容の理解や連携方法の構築を行うために、各種会議を実施します。 ○障害児福祉においては、保育・教育機関や福祉サービス事業所、また児童相談所等が連携して、就学前から就学後、また卒業後を見据えた切れ目のない支援の推進に取り組みます。 ○支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、社会福祉協議会や民生委員児童委員、地域福祉推進委員など、さまざまな関係機関・団体と連携し、見守りや相談支援、また適切なサービス利用を推進します。		

(2) 相談支援体制の充実

取り組みの方向性

障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、本町における相談員の資質向上に努めるとともに、障害福祉サービスの事業所や教育機関、また地域の民生委員児童委員とも連携を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。

■主な取り組み

概要	身近な相談体制の充実	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人が適切なサービスを選択し利用することができ、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう相談機能の充実を図ります。また、相談支援事業所や地域での身近な相談先である民生委員児童委員や地区福祉委員とも連携し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。		
概要	専門的な相談支援の推進	担当課	福祉課
内容	○各相談窓口に寄せられた相談について、専門性を必要とする場合や関係機関の連携が必要なケースについては、基幹相談支援センターが中心となって、適切な障害福祉サービスの利用支援や、関係機関へのつなぎ役を務め、課題・問題の解決を図ります。また、各相談窓口の認知度に課題がみられることから、福祉サービス事業所等とも連携し、認知度の向上に努めます。		
概要	相談員の資質向上	担当課	福祉課
内容	○相談窓口に寄せられる相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、自立支援協議会等の関係機関と連携し、研修会を開催するなど資質の向上と相談員同士の連携強化を図ります。		
概要	連携による相談支援の充実	担当課	学校教育課、福祉課
内容	○長期の不登校やひきこもりの背景には、障がい起因するケースも多いことから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また地域包括支援センターの相談員等とも連携し、保護者や家族の相談から、必要に応じて適切に障がい福祉の支援につなげる連携体制の充実を図ります。 ○発達障がいや、成人し就労してから初めて課題や問題が顕在化することも多いことから、就労に関して悩みや困難を抱えた人が、適切に相談機関や支援につながるができるよう、一般企業や医療機関、ハローワーク等とも連携した相談体制の充実に取り組めます。		

(3) 地域生活への移行支援

取り組みの方向性

精神障がいの急性期や強度行動障がい等の理由により専門的支援が必要な人に対しては、入院や入所施設の果たす役割が重要であることに留意しつつ、障がいの程度の重い人についても、できる限り住み慣れた地域や希望する地域で生活することができるよう、住まいの供給やさまざまな障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

■主な取り組み

概要	グループホームの充実	担当課	福祉課
内容	○障がいの特性や本人のニーズに応じた多様な生活の場を確保するため、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図ります。 ○国では現在、グループホームから一人暮らしへの移行を希望する人も多いことから、東京都で提供されている「通過型グループホーム」を参考とした新制度の創設が検討されています。本町でも障がいのある人のニーズに応じて、事業所とも連携しながら、多様な形態のグループホームの確保や供給に努めます。		
概要	町営住宅の供給や住宅改修助成の推進	担当課	福祉課、都市計画課
内容	○町営住宅において、車いす使用者向け住居を供給するとともに、町営住宅への優先入居枠の設定に努めます。 ○高齢者または障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がいのある人等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成します。		
概要	地域生活支援拠点の機能強化	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の高齢化や重度化、「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくりなど）強化を進めます。また、機能強化の状況の確認や充実にむけて、年1回以上、運用状況の点検や検証を行います。		
概要	地域包括ケアシステムの構築	担当課	福祉課、介護保険課
内容	○精神障がいのある人が安心して地域生活に移行することができるよう、また、年をとっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう保健、医療、福祉、介護関係者による協議の場の設置等を通じて、身近な地域で保健、医療、福祉等の包括的な支援が受けられる、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。 ○重度障がいのある人の地域生活への支援に向けて、重度訪問介護の供給体制の拡充に取り組みます。		

(4) 生活支援サービスの提供

取り組みの方向性

地域で安心して生活できるよう、それぞれの状況やニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の提供に取り組むとともに、経済的な負担の軽減にむけて、各種手当の支給や医療費等の助成、また福祉用具や日常生活用具の経費の助成に取り組めます。

■主な取り組み

概要	障害福祉サービス等の充実	担当課	福祉課
内容	○自立支援協議会を通じて、課題の洗い出しや、課題解決のためのサービスの提供体制の充実に向けた検討を進めます。また、地域のサービス基盤の整備を進めていけるように、専門部会等の内容の充実を図ります。 ○ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等の支援を行う居宅介護について、事業所と連携し提供体制の充実に努めます。 ○介助者が急病などの際に、障がいのある人を預かり、入浴、排せつ、食事などの介護を行う短期入所について、事業所と連携し提供体制の充実に努めます。		
概要	移動や外出への支援	担当課	福祉課
内容	○屋外での移動が困難な方に、外出や余暇活動への支援を行う移動支援の充実を図ります。 ○視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。 ○知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。 ○障がい児の外出や送迎に関する支援の充実にむけ、障がい児を養育する保護者、また学校や障害児通所支援事業所とも連携し、現状や課題、支援ニーズの把握を行い、支援の拡充を検討します。		
概要	経済的支援の推進	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の状況に応じて支給される特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の制度を広報紙や町ホームページなどで周知します。 ○指定医療機関で、18歳以上の身体障害者手帳を持っている人が、障がいを軽くしたり、回復させるために必要な医療や治療(手術含む)を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。また、精神疾患で継続的な通院による医療が必要な人が指定医療機関に通院する場合、医療費の一部を公費で負担します。		

概要	福祉用具の給付や助成の推進	担当課	福祉課
内容	○身体障害者手帳を持っている人や難病患者などの人に、身体上の障がいを補うための用具(補装具)の交付・修理費を一部助成します。 ○自宅で生活をしている、重度の障がいや難病を持った人の日常生活の利便を図るために、日常生活用具費を一部助成します。 ○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の聴覚障がいのある18歳未満の児童(難聴児)に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。		
概要	人材の確保と育成の推進	担当課	福祉課、介護保険課
内容	○大津町社会福祉協議会と連携し、介護職員初任者研修を開催するなど、福祉人材の発掘・養成・定着にむけた支援に努めます。また、事業所と連携し、外国人人材など、多様な人材の発掘にむけた情報提供や就労相談の充実を図ります。 ○人材の確保にむけて、国に要望を続けるとともに国の動向を注視した上で、保育事業にて行っている「大津町保育体制強化事業補助金交付」等も参考に、本町独自の補助金の支給等を含め、支援を検討します。		

(5) 重度障がい児・者等への支援

取り組みの方向性

重度の障がいがあっても希望する地域で生活できるよう、障害福祉サービスの供給や経済的負担の軽減、緊急時の体制整備など、多角的な支援に取り組みます。

また、医療的ケアが必要な人が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携した支援に取り組みます。

■主な取り組み

概要	重度障がい児・者等への支援	担当課	福祉課
内容	○重度の障がいがある人が医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。 ○事業所等と連携し、重症心身障がい児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスの確保に努めます。 ○重度障がい児・者の現状またニーズに応じた支援の推進に向けて、重度訪問介護の供給体制の拡充に取り組むとともに特別支援学校や相談支援事業所、また訪問系サービスをはじめとした事業所とも連携し、現状や課題、支援ニーズの把握に取り組み、本町における支援体制の在り方の検討を進めます。 ○病院等への長期の入院による医療や、常時介護が必要な障がいのある人に対して、療養と、あわせて必要な訓練や日常生活上の介護等を行います。 ○在宅で入浴が困難な重度障がい児(者)に、巡回入浴車で自宅を訪問し、入浴を支援する訪問入浴サービスを行います。		
概要	医療的ケア児(者)への支援の充実	担当課	福祉課
内容	○医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会や協議の場を通じ、保健・医療、障がい福祉、保育・教育等の関係機関が連携を図り、支援体制の充実を図ります。 ○医療的ケアを必要とする人が地域で安心して生活するためには、医療型ショートステイが必要不可欠です。緊急時の預かりや、介助者や保護者の休息時間の確保のためにも、近隣市町とも連携し、医療型ショートステイの供給体制の充実に努めます。		
概要	高額医療費の支給	担当課	健康保険課
内容	○医療機関等に支払った医療費の一部負担金が、決められた自己負担限度額を超えた場合、申請に基づき医療費を支給します。		
概要	強度行動障がい等への支援の検討	担当課	福祉課
内容	○強度行動障がい等専門的支援が必要なケースについて、相談支援事業所等とも連携し、本町における実態やニーズの把握に努めます。 ○強度行動障がい等の専門的な支援が必要な方への支援体制の充実にむけて、事業所に対して、強度行動障がい支援者養成研修等の受講の推奨に取り組みます。		
概要	緊急通報体制の整備	担当課	福祉課
内容	○自宅で生活する一人暮らしの高齢者等に配布している緊急通報装置(通報装置と携帯用のペンダント型発信機)について、一人暮らしの重度障がいのある人への配布を検討します。		

(6) 介助者・保護者等への支援

取り組みの方向性

障がいのある人の中心的な介助者は、多くの場合保護者や配偶者といった家族となっています。介助者が介助の負担を抱え込み、肉体的また精神的に追い詰められることがないように、介助者への相談支援や、介助者同士が知恵を共有したり悩みを相談できる場の充実、またレスパイトサービス等の充実に取り組みます。

■主な取り組み

概要	レスパイトサービスの充実	担当課	福祉課
内容	○保護者や介助者が負担を抱え込み、追いつめられることのないよう、レスパイト(休息)目的のショートステイが適切に利用できるよう、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。 ○保護者や介助者の一時的な休息を目的として、障害者支援施設等で障がい者(児)に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行う日中一時支援事業について、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。		
概要	互助活動の推進への支援	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人やその家族に対する支援の充実を図るため、障がい当事者で支え合いを行うピアサポートの活動を進めるために、ピアサポーターの確保に努めます。 ○保護者や介助者が一人で悩みを抱え込み孤立・孤独に陥ることがないように、同じ立場の人に悩みを相談できるピアカウンセリング活動の普及に取り組みます。 ○大津町立大津小学校特別支援学級保護者会「たんぽぽ会」など、既存の保護者会・自助会の活動を支援し、互助活動の普及に取り組みます。		
概要	ペアレントプログラム等の実施	担当課	福祉課
内容	○子育てに難しさを感じる保護者や支援者に対してペアレントプログラム等を実施し、子どもの行動の客観的な理解方法を学び、子どもの健やかな発達及び保護者等の子育てに対する不安解消に努めます。		

(7) 計画目標

目標項目	実績値 令和5年	目標値 令和10年	担当課
町の障がい者福祉分野の取り組みに対する住民の満足度(※)	16.8%(※)	25.0%	福祉課
障がい者住宅改造助成申請に対する支給決定率	100.0%	100.0%	福祉課

※振興総合計画の進捗状況や町民意識の変化などを把握するため、毎年実施している「まちづくりアンケート」の集計結果より

※満足度について「満足」あるいは「やや満足」と答えた人の割合

3 保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの早期発見と重度化等予防の推進

取り組みの方向性

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がい等の早期発見と治療、精神保健対策の充実に努めるとともに、母子保健と連携し、発達の遅れ等に早期に気づき支援につながる体制の充実に努めます。

■主な取り組み

概要	乳幼児健診の実施	担当課	健康保険課
内容	○1歳6カ月児健診や3歳児健診は、自閉スペクトラム症などの発達障がいの早期発見・早期支援に有効であり、保護者からの聞き取りや、健診における子どもの様子を通じて、個別の支援が必要と思われる子どもについては、その後の相談等、適切な支援につなげます。 ○育児相談・乳幼児健診・電話相談・訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に臨床心理士による個別相談を行うとともに、必要に応じて専門機関への受診勧奨や、児童発達支援の利用の推奨を行います。		
概要	障がいの原因となる疾病の予防	担当課	健康保険課
内容	○障がいの原因となる疾病や生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のために健康診査や各種検診の受診を推奨し、受診率の向上に取り組みます。また、障がいの原因となる疾病・疾患の予防に向けた健康講座、保健指導等の支援を行います。		
概要	二次障がいの発症予防の推進	担当課	福祉課
内容	○発達障がいのある人は、コミュニケーションの難しさや注意欠陥等の症状から就学・就労において困難を抱える場合も多く、自己肯定感の低下や、二次的な障がいとして、抑うつや不安障がいなどの精神疾患を発症しやすいとされています。発達の凸凹(得意・不得意)やコミュニケーションにおける特性について、専門機関等とも連携した相談支援や、保護者や保育・教育機関と連携した適切な関わり方への指導を推進し、二次的な障がいの発症の予防に努めます。		
概要	精神障がいの早期発見に係る啓発の推進	担当課	福祉課
内容	○多くの精神障がいは、発症から治療開始までの期間が短いほど、重度化が防がれ、社会生活への支障が軽減され、生活の質が良好に保たれることが報告されています。誰もが発症する可能性のある精神障がいについて、できる限り早期に医療や専門機関につながるができるよう、広報・啓発により正しい理解を育む取り組みを推進します。		

(2) 精神保健・医療施策の推進

取り組みの方向性

医療機関とも連携し、住み慣れた地域で心身機能の維持や回復にむけた医療・リハビリテーションを受けることができる体制の充実に努めます。

また、自殺対策の取り組みとも連携し、こころの健康づくりや精神保健福祉の向上に取り組めます。

■主な取り組み

概要	医療・リハビリテーションの充実	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人が自宅や地域で継続して生活するために、医療費にかかる自己負担金の一部を助成します。また、自立支援給付の機能訓練を行っている事業所によるリハビリテーションを受けることができるよう支援します。		
概要	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	担当課	福祉課
内容	○精神障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健、医療、福祉サービスを受けられるように努めます。また、精神保健、医療、福祉関係者による協議の場を設け、連携の促進を図ります。		
概要	こころの健康づくりの推進	担当課	福祉課、健康保険課
内容	○どうしてもない不安や抑うつ、無気力等に苦しむ人が適切に相談機関や医療機関につながるができるよう、さまざまな相談窓口とも連携したこころの健康づくりに取り組めます。 ○自殺対策計画に基づき、ゲートキーパーの育成や、自殺及び精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行います。また、関係団体・関係機関と連携し、こころの相談窓口の周知啓発など、相談支援に努めます。 ○長時間労働や、仕事内容・仕事量の変化、職場の人間関係によるストレスが原因となり精神障がいの発症につながることも多いことから、商工会等とも連携し就労におけるハラスメントの撲滅や、長時間労働の是正、適切なメンタルヘルス対策(※)の普及に取り組めます。 ○熊本県の精神保健福祉センターと連携し、こころの悩みをはじめ、ギャンブルや薬物等の依存症やひきこもり等、幅広い精神保健福祉に関する相談や、支援に関する情報提供を推進します。		

※平成 27 年 12 月 1 日から、労働者数 50 人以上の事業場において年に 1 回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務となっています。

(3) 保健・医療・福祉の充実と連携の強化

取り組みの方向性

医療が必要な障がいのある人や医療的ケア児、また難病患者が、安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉が連携した包括的な支援の提供を推進します。

また、精神障がいのある人の地域生活を支援する体制の充実に努めます。

■主な取り組み

概要	医療的ケア児等への支援の推進	担当課	福祉課
内容	○医療的ケア児に対し、熊本県医療的ケア児支援センター等の専門機関とも連携した相談支援や、就園・就学に向けた支援を推進します。 ○難病患者への支援についても熊本県難病相談支援センター等の専門機関と連携し、日常生活における相談支援、患者などの交流促進及び就労相談支援、難病に対する理解促進等に取り組みます。		
概要	医療費の助成等の推進	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、地域にあるさまざまな医療機関との連携を図り、医療・保健・福祉の連携による支援を推進します。		
概要	医療と福祉の連携による支援の推進	担当課	福祉課
内容	○難病患者や医療的ケア児等を含め、医療と福祉の両輪の支援が必要な人の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイ等の福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めます。 ○在宅で生活する医療的支援が必要な障がいのある人に対し、必要に応じて、看護師などが居宅を訪問して看護を行う訪問看護を提供します。		
概要	精神障がいのある人の地域移行の推進	担当課	福祉課
内容	○精神病床における長期入院(※)患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、地域での包括的な支援や、サービスの提供体制の構築を進めます。 ○障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している精神障がいのある人に対して、地域移行支援事業を通じて、住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行います。 ○精神障がい等により常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行う重度訪問介護を提供することで、精神障がいのある人の地域生活を支援します。		

※ここでの長期入院とは、1年以上の入院をさします。

(4) 計画目標

目標項目	実績値 令和5年	目標値 令和 10 年	担当課
疾病や障がいの早期発見を図ることを目的とした、乳幼児健診の受診率	99.4%	100.0%	健康保険課
生活習慣病の予防・早期発見を図ることを目的とした特定健診の受診率	44.1%	58.0%	健康保険課

4 雇用と就労、多様な社会参加の推進

(1) 就労支援の推進

取り組みの方向性

本人の生きがいづくりや地域での自立した生活を実現するために、特別支援学校や、熊本障害者職業センター、熊本県北部障害者就業・生活支援センター等の専門機関とも連携を図り、就労支援を推進します。

■主な取り組み

概要	一般就労(障がい者雇用)の促進	担当課	福祉課
内容	○ハローワークをはじめ、熊本障害者職業センター、熊本県北部障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図りつつ、障がいのある人への就労支援を推進します。 ○就労移行支援や就労継続支援等の就労系サービスは、長年利用者の増加傾向が続いており、今後も利用が増えることが予想されます。一般就労の促進にむけて、事業所と連携した就労系サービスの供給量の維持・拡大に努めるとともに、自立支援協議会やハローワーク、関係機関と連携し、企業等に対して、障がい者雇用の理解促進、職場定着支援等の働きかけを行います。 ○ハローワーク等の関係機関と連携し、トライアル雇用制度(※)の活用等、雇用の拡大につながる取り組みを推進します。		
概要	就労に関する相談支援の推進	担当課	福祉課
内容	○知的障がいや発達障がい等があっても個々の興味関心や得意分野にあった仕事を選択することで、能力を遺憾なく発揮することも多く、障がいがあっても自分にあった仕事選びや働きやすい環境を確保することで働き続けられるよう、専門機関とも連携した就労の選択・定着に係る相談等支援に取り組めます。 ○就労にブランクのある人等も対象に、ハローワークや熊本県北部障害者就業・生活支援センター等の専門機関等と連携した就労相談や職場定着への支援の充実に努めます。		
概要	特別支援学校等と連携した就職支援の推進	担当課	福祉課
内容	○特別支援学校等と連携し、障がいのある児童生徒の職業能力の開発や向上を図るとともに、職業体験や就職相談等の支援を推進します。		

※トライアル雇用とは、障がいのある人を原則3カ月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、就業上のミスマッチの解消や継続雇用のきっかけとすることを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができます。

(2) 雇用・就労機会の拡充

取り組みの方向性

雇用・就労機会の拡充に向け、本町における障がい者雇用の推進に取り組むとともに、広く、一般企業に対して障がい者雇用の拡大に向けた啓発等に取り組めます。

また、一般就労が困難な障がいのある人に対しては、日中活動の場の確保に取り組めます。

■主な取り組み

概要	就労系サービスの提供	担当課	福祉課
内容	○企業等に就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を提供します。また、事業所と連携しながら、障がいのある人の特性に合った就労ができ、継続した就労となるよう支援を行います。 ○経済基盤の確保や働くことによる生きがい等につながる就労継続支援事業所の充実を図るため、社会福祉法人等の事業者に対して、事業への参入や拡大等を促進します。		
概要	大津町における雇用の促進	担当課	総務課
内容	○法定雇用率の引き上げに応じて、大津町における障がい者雇用の強化を図ります。 ○本町における障がい者雇用について、「大津町障がい者活躍推進計画」に基づき促進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるよう取り組めます。		
概要	雇用の拡大に向けた啓発等の推進	担当課	福祉課
内容	○企業等に対して、障がい者雇用に関する広報・啓発や、もにす認定制度等の各種制度の情報提供等を推進し、障がい者雇用の拡大に努めます。 ○障害者差別解消法の改正により令和6年より提供義務が拡大される合理的配慮について、必要な障がいのある人に提供されるよう、配慮の具体例等の情報提供や相談体制の強化を図り、障がい者雇用の促進を図ります。		
概要	就労支援施設との連携の推進	担当課	福祉課
内容	○障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等が提供する物品及びサービスの優先調達を推進します。 ○事業所で製作された製品を役場や町のイベントなどで販売する機会を設け、障がいのある人の工賃向上を支援するとともに、障がいのある人との交流機会の拡大や理解促進に努めます。		

(3) 地域活動への参加の促進

取り組みの方向性

障がいのある人＝支えられる側の人という偏った視点で捉えず、障がいがあっても地域で役割を持ち、地域の中で認め合い支え合いながら生活できるよう、障がいのある人の地域活動やボランティアへの参加の促進に取り組みます。

■主な取り組み

概要	地域活動等への参加の促進	担当課	福祉課
内容	○地域理解の促進に向けても、障がいの有無にかかわらず、地域や社会とさまざまな接点を持つことが重要です。そのために、地域活動や伝統行事等の場においても、障がいのある人自身が参加しやすい環境づくりが求められます。地域のさまざまな団体等と連携し、障がいへの理解促進とともに、障がいのある人が参加しやすい活動の企画等にも取り組みます。		
概要	多様な活動への参加の促進	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の意見が行政運営や地域活動等において反映されるよう、当事者やその家族との対話の場を継続して設けるとともに、誰もが参加しやすい環境を整えつつ、本町において福祉計画等を策定する際には、審議会や策定委員会等への参画促進に取り組みます。		
概要	ボランティア活動の促進	担当課	福祉課、生涯学習課
内容	○障がいのある人と連携し、学校での障がい体験等の福祉教育や、広く住民に対する講話や出前講座等を企画・運営します。また、その際当事者としての意見をいただくことで障がいへの理解が深まるよう、ボランティアとしての協力を呼びかけます。		

(4) スポーツや文化芸術活動の振興

取り組みの方向性

心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人の多様な個性や感性を表現する場として、絵画や音楽をはじめとした文化・芸術活動においても、参加や発表の機会の拡大に努めます。

■主な取り組み

概要	スポーツの振興	担当課	生涯学習課
内容	○スポーツは、運動機能の向上にも有効であり、スポーツ団体や民間のスポーツクラブ等とも連携し、障がいがあってもスポーツに参加しやすい環境の充実が求められます。本町では、大津つなぐプロジェクトを元に、誰もがスポーツを通じて心身ともに健康に暮らせる地域づくりを進めています。障がいがあっても本人の希望に応じて多様なスポーツに参加できるよう、大津町体育協会や、大津町総合型地域スポーツクラブ「NPO 法人クラブおおづ」とも連携し、ポッチャ等障がいあっても参加しやすいスポーツの普及や、障がいのある人も参加しやすい体制の充実に努めます。 ○熊本県障がい者スポーツ・文化協会等では、県内に在住する障がいのある人のスポーツ及び文化の振興を図り、障がいのある人の心身の健全な発達に寄与し、積極的な社会参加を促進することを目的として、さまざまなスポーツイベント等が企画・運営されています。これらの団体とも連携し、障がいのある人のスポーツへの参加意欲の高揚を図るとともに、「くまもと車いすふれあいジョギング大会」など、障がいのある人に向けたスポーツ大会等の周知を推進します。		
概要	文化・芸術活動の振興	担当課	福祉課、生涯学習課
内容	○熊本県が主催する文化芸術・スポーツ等に関連するイベントや講座について、広報や町ホームページなどの情報媒体を活用した情報発信を推進します。		

(5) 計画目標

目標項目	実績値 令和5年	目標値 令和10年	担当課
障がいのある人の社会参加を促進するための講座の開催回数	1回／年	3回／年	福祉課
くまもと障がい者スポーツ大会への参加者数	2人／年	5人／年	福祉課

5 安全・安心対策の推進

(1) 地域と連携した見守り体制の充実

取り組みの方向性

障がいのある人が事件や犯罪に巻き込まれることのないよう、地域住民や事業者と連携した見守り・相談・通報体制の強化に取り組みます。

また、小中学校と連携した福祉教育を推進し、見守り支え合う心を持った児童生徒の育成に取り組みます。

■主な取り組み

概要	見守り体制の充実	担当課	福祉課
内容	○民生委員児童委員や地域福祉推進委員とも連携し、見守り体制の充実に努めます。 ○障がいのある人への虐待の防止や、早期の解決の推進に向けて、地域や事業所・保育教育機関等とも連携した見守りに取り組むとともに、大津町障害者虐待防止センターの機能強化と周知の推進に努めます。 ○援助や配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークを配布するとともに、その他の障がいに関連するマークについても、それぞれの意義や一人ひとりができる配慮のあり方を含めて普及啓発に取り組みます。		
概要	福祉教育の推進	担当課	学校教育課
内容	○小中学校と連携し、アイマスク体験等、障がいに対する理解と認識を深める学習を年間計画の中に位置づけるとともに、学習で学んだことが生活の中でいかせるよう、教育内容の充実に努めます。 ○障がいの「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障がいに対する理解の促進や、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備、障がいのある児童生徒とない児童生徒が互いに交流したり通常学級でともに学ぶインクルーシブ教育の在り方に関する情報収集また検討を行い、実践することで、見守り支え合う心を持った児童生徒の育成を図ります。		

(2) 避難支援体制の充実

取り組みの方向性

近年、地震や大雨等の自然災害が全国的に頻発しており、障がいのある人の災害時の支援体制の充実が重要な課題となっています。

地域の自主防災組織や事業所等とも連携し、障がいのある人の避難支援体制の充実や、障がいに配慮された安心して避難できる避難所の整備に取り組めます。

■主な取り組み

概要	災害時の避難支援体制の整備	担当課	福祉課、防災交通課
内容	○災害発生時に障がいのある人が安全かつ的確に避難することができるよう、地域や事業所等と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の策定や避難支援員の確保に努めます。また、それらの制度を支援が必要な人が適切に利用できるよう、手帳や手当の更新時に情報提供や登録の呼びかけを行う等、利活用の促進に取り組めます。 ○障がいのある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障がいのある人と住民の相互理解を深めるとともに、自治会等に対し、防災訓練等の際に障がいのある人の参加が可能となるよう、呼びかけや配慮の充実を図ります。		
概要	障がいに配慮した避難所運営の充実	担当課	福祉課、防災交通課
内容	○障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、事業所等とも連携し、仕切りや個室、バリアフリースイレなどが整備された、障がいのある人に配慮された福祉避難所の充実に努めます。		
概要	緊急通報体制の整備 ※再掲	担当課	福祉課、防災交通課
内容	○自宅で生活する一人暮らしの高齢者等に配布している緊急通報装置(通報装置と携帯用のペンダント型発信機)について、一人暮らしの重度障がいのある人への配布を検討します。		

(3) 防犯対策の充実

取り組みの方向性

防犯対策に関して、全国的に比較的軽度の障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれたり、SNS等を通じたトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。学校や関係機関とも連携し、障がいのある人の防犯教育を推進するとともに、地域や事業所とも連携した見守りの一層の充実に努めます。

■主な取り組み

概要	犯罪被害の防止に向けた取り組みの推進	担当課	総務課、防災交通課、学校教育課
内容	○障がいのある人は、障がいのない人より犯罪被害にあうリスクが高いとされています。特に近年はインターネットや SNS を通じた被害が多いとされており、学校や事業者と連携し、早期に異変に気づき、声かけや相談から被害を未然に防止できる体制の充実に取り組みます。 ○障がいのある人や介助者等に向けて、消費生活センターとも連携し、障がいのある人等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。 ○SNS 等を通じた特殊詐欺の巧妙化により、障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれたり、違法性の認識なく特殊詐欺等に加担してしまうという事例が全国で発生しています。障がいのある人が消費者被害や特殊詐欺に巻き込まれることのないよう、学校や事業所と連携し、防犯教育や啓発を推進するとともに、家族や地域住民や事業者、また金融機関とも連携した相談・通報体制の強化に取り組みます。		
概要	障がい者支援施設の防犯対策	担当課	福祉課
内容	○障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、県とも連携し、非常通報装置・防犯カメラ設置や外溝の設置・修繕など必要な安全対策への取り組みを支援します。		

(4) 計画目標

目標項目	実績値 令和5年	目標値 令和10年	担当課
障がいのある人の「避難行動要支援者」個別支援計画の策定者数	341 人	560 人	福祉課
消費生活相談の開催回数	5回／週	5回／週	総務課

6 障がい児支援の充実

(1) 切れ目のない相談支援の推進

取り組みの方向性

多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応できるよう、相談等の支援体制の充実に努めます。また保育・教育機関や障害児福祉サービスの事業所等と連携し、就学前から就学後・卒業後までを見据えた、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に努めます。

■主な取り組み

概要	育児相談・心理相談や乳幼児健診の実施	担当課	健康保険課
内容	○ことばの遅れや、落ち着きのなさ、こだわり等、発達に関連した困りごとについて、臨床心理士や保健師が助言を行うとともに、必要に応じて、適切な支援につなげます。 ○1歳6ヵ月児健診や3歳児健診は、自閉スペクトラム症などの発達障がいの早期発見・早期支援に有効であり、保護者からの聞き取りや、健診における子どもの様子等を通じて、個別の支援が必要と思われる子どもについては、その後の相談等、適切な支援につなげます。		
概要	相談・健診後のフォロー体制の充実	担当課	健康保険課
内容	○育児相談・乳幼児健診・電話相談・訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に臨床心理士による個別相談を行うとともに、必要に応じて専門機関への受診勧奨や、児童発達支援の利用の推奨を行います。		
概要	保育・教育機関等との連携	担当課	福祉課、子育て支援課、学校教育課
内容	○集団生活の場である保育所や幼稚園等の様子から、発達の遅れや特性に気づき、療育等の支援につながるケースも多いことから、保育所や幼稚園等との連携を強化し、障がいの早期発見と早期の支援開始に努めます。 ○知的に遅れのない ADHD(注意欠陥・多動症)や LD(限局性学習症)は文字や計算にふれる機会の増える小学校入学後にわかる場合も多く、学校とも連携した適切な支援や、必要に応じて発達相談等の受診勧奨に取り組みます。		

(2) 福祉的支援の充実

取り組みの方向性

障害児通所支援等の福祉サービスの提供など、乳幼児期からの切れ目のない一貫した支援を推進するとともに、就学後も適切な支援を継続できる体制の充実に努めます。また、本人の特性を尊重し、適切な保育や教育を提供できる体制を強化します。

■主な取り組み

概要	障害児通所支援の供給	担当課	福祉課
内容	○児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援における専門的な支援が必要と思われる子どもに対し、通所受給者証を発行し、適切な療育等の提供に努めます。また、事業所と連携し、十分なサービス供給量と、サービスの質の確保に努めます。		
概要	保育所等における受け入れ体制の拡充	担当課	福祉課、子育て支援課
内容	○保育を必要とし、日々通園できる障がいのある子どもについて、保育所等と連携し、必要に応じて加配等の措置を行いながら、受け入れ体制の充実に努めます。 ○事業所等と連携し、障がい児支援に関する知識及び経験、技術を有する訪問支援員が保育所等を訪問し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援方法など、園生活を送る上での支援に関して助言を行う保育所等訪問支援の体制の充実に図ります。		
概要	多様な支援の充実	担当課	福祉課、子育て支援課、学校教育課
内容	○大津町教育支援センターとも連携し、不登校の状態にある障がいのある子どもや保護者への相談等の支援に取り組みます。 ○医療的ケア児が、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、関係機関による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に取り組みます。		

(3) 特別支援教育の充実

取り組みの方向性

障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、障がいがある子どもと障がいがない子どもが、可能な限り同じ場で共に学べるようなインクルーシブ教育の実現に向けた環境整備に取り組みます。また、特別支援教育コーディネーター等の専門職や家族等と連携し、子ども一人ひとりの状況に応じた学びの保障と進路相談に取り組みます。

■主な取り組み

概要	就学相談支援等の充実	担当課	学校教育課
内容	○障がいや疾病、発達に課題がある子どもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、教育相談(必要に応じて発達検査の実施)及び大津町教育支援委員会の協議を踏まえた就学相談を行います。 ○障がいのある児童生徒が、小学校、中学校で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係費について、家庭の経済状況等に応じ、必要な援助を行います。 ○特別支援教育が必要な児童生徒が適切に利用することができるよう、本町で作成しているガイドブックなどを活用し、保護者に対する丁寧な情報提供や説明に努めます。		
概要	特別支援教育の推進	担当課	学校教育課、教育施設課
内容	○特別支援教育の充実に向け、教員の確保とともに、特別支援教育コーディネーターの育成に努めます。 ○特別支援教育において児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に取り組みます。また、就学の前後や進学時にも継続した支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」の作成及び活用を進めます。 ○電子黒板やタブレット、デジタル教科書等の ICT 技術を有効活用することにより、障がいに起因するさまざまな困難、例えば「見えにくい」「聞こえにくい」等の困難を軽減できるケースがあります。それらの最新の技術も活用しながら、児童生徒にとってよりよい学習環境の整備に努めます。		
概要	インクルーシブ教育の推進	担当課	学校教育課
内容	○障がいのある児童生徒とない児童生徒が、同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育の実現に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門職とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」を行うことに努めます。		
概要	進路相談等の推進	担当課	福祉課、学校教育課
内容	○小学校から中学校、中学校から高校等への進学の際に、特別支援教育コーディネーター等の専門職と連携しながら一人ひとりの状況に応じた進路相談や適切な助言を推進します。		

(4) 計画目標

目標項目	実績値 令和5年	目標値 令和10年	担当課
町立小中学校への学校支援員の配置数	37人／年	必要人員を維持	学校教育課
本町で提供されている障害児福祉サービスについて、どの程度満足しているか(「不満がある(0点)」から「満足している(10点)」で点数化してください)(※)	6点 (10点満点)	10点	福祉課

※「大津町障がい者基本計画及び大津町障がい福祉計画・大津町障がい児福祉計画」の策定にかかる「アンケート調査結果報告書」の集計結果より

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進にあたって

(1) 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進

障がい福祉施策の推進にむけて、本町における相談支援体制や障害福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

また、取り組みの実施にあたっては、障害福祉サービスの事業所や社会福祉協議会、NPO法人やボランティアを含めた民間福祉団体との協働による福祉の推進を図るとともに、地域における支援体制の充実に努めます。

また、障害福祉サービスの提供・利用にあたっては、事業所から利用者への人権侵害（虐待やハラスメント）の防止を徹底することはもちろん、利用者からの過大な要求（業務時間外における対応の要求等）や、理不尽なクレーム等による事業の妨げをなくすことも重要です。

事業所と利用者がお互いの尊厳を守り、良好な関係で、サービスの提供・利用ができるよう、広報・啓発を推進するとともに、基幹相談支援センター等における相談機能を強化し、利用者・事業所の両者からの相談を一体的に受け付けます。

(2) 啓発・広報活動と福祉教育等の推進

障がいのある人が地域で豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくために、住民一人ひとりの障がいに対する正しい理解と認識を深めることを目的とした広報・啓発活動と福祉教育・ボランティア活動を推進します。

(3) ICT 技術等の有効活動の推進

今後の福祉サービスの充実や利便性の向上に向けて、ICT技術やDX技術を柔軟に取り入れることが重要になってきます。

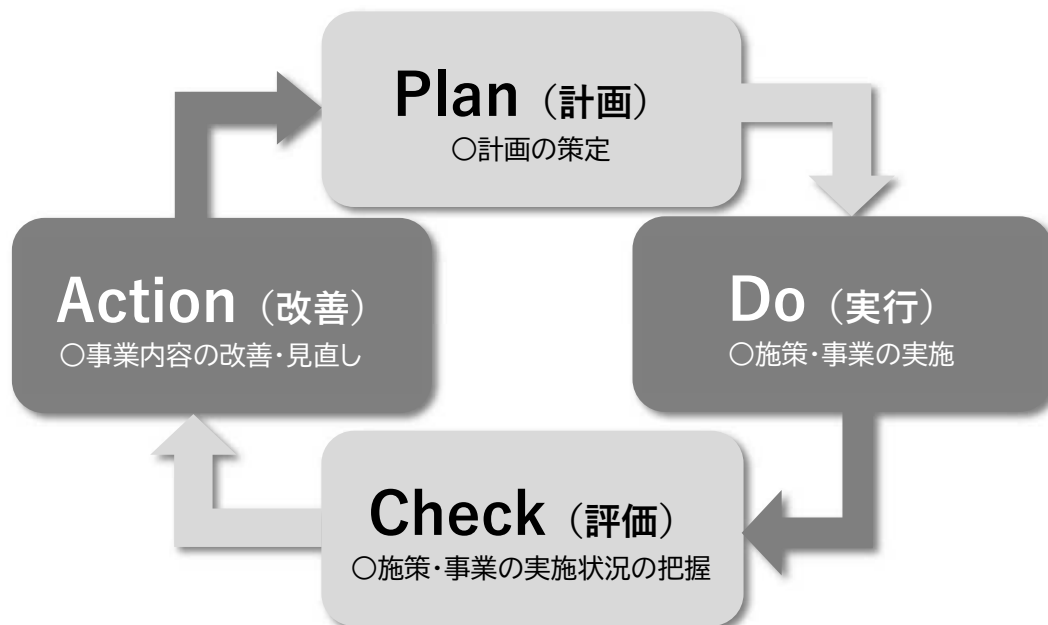
事業所とも連携し、ICT技術等を有効に活用した、福祉サービスの利便性の向上などに取り組むとともに、本町における様々な事務手続き等についても、令和5年6月に策定した大津町DX推進計画に基づき、柔軟にICT技術やDX技術を取り入れ、オンライン申請の導入の検討等、手続きの利便性の向上や簡略化に向けた取り組みを進めます。

(4) 計画の進行管理について

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルにより行います。

また、社会情勢の変化、各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■本計画における PDCA サイクル



資料編

1 大津町障害福祉計画等策定委員会

(1) 設置条例

○大津町障害福祉計画等策定委員会条例

平成18年3月24日

条例第11号

(設置)

第1条 障害福祉計画及び障害者福祉計画策定のため、大津町障害福祉計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、意見を述べる。

- (1) 障害福祉計画及び障害者福祉計画策定に関すること。
- (2) 前号に掲げる計画の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係機関及び団体
- (2) 行政関係職員
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課で処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第2号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 3 月19日条例第 5 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月22日条例第 2 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

○大津町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

令和5年8月1日から令和7年7月31日

No.	氏名	所 属	役職	選出区分	備考
1	豊瀬 和久	大津町議会 文教厚生常任委員会	委員長	議 会	
2	田崎 弘明	大津支援学校	校長	学校関係	
3	佐藤 公望	一般社団法人 菊池郡市医師会	副会長	社会福祉関係機 関及び団体	
4	吉田 和信	大津町民生委員・児童委員協議会	会長	社会福祉関係機 関及び団体	
5	松永 一博	社会福祉法人 清和会 つくしの里	施設長	社会福祉関係機 関及び団体	
6	松田 健	社会福祉法人 三気の会 三気の里	理事長兼 統括施設長	社会福祉関係機 関及び団体	
7	大塚 洋治	社会福祉法人 秋桜会 大津あゆみ園	理事長兼 施設長	社会福祉関係機 関及び団体	
8	江口 竜一	NPO こどもサポート・みんなのおう ち	理事長	社会福祉関係機 関及び団体	
9	松木 雄一郎	大津町社会福祉協議会	事務局長	社会福祉関係機 関及び団体	○
10	甲斐 徹也	大津町区長会	会長	社会福祉関係機 関及び団体	
11	河野 光輝	社会福祉法人 白川園 児童発達支援センター おひさま	施設長	社会福祉関係機 関及び団体	
12	山下 幸	大津町身体障害者福祉会	副会長	関係者	
13	小嶋 清志	熊本県精神保健福祉士協会	監事	関係者	
14	野山 ひろみ	大津町男女共同参画審議会	委員	関係者	
15	北村 豊子	障がい者相談員	相談員	関係者	
16	工藤 あずさ	大津町	副町長	行政関係	◎
17	藤本 聖二	総務部	部長	行政関係	
18	羽熊 幸治	教育部	部長	行政関係	
19	坂本 光成	健康福祉部	部長	行政関係	

◎＝委員長 ○＝副委員長

2 用語集

あ行

●アウトリーチ:

援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

●一般就労:

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

●医療的ケア:

日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成 24 年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

●医療的ケア児:

医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

●インクルーシブ:

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

●インクルーシブ教育:

障がいのある子どもとない子どもが、同じ場でともに学ぶこと。障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

か行

●加配:

保育園や幼稚園等の場において、発達の遅れや障がいのある子どもに対し、個別に支援ができるよう、通常の職員数に加えて先生を配置すること。

●基幹相談支援センター:

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関のこと。

●共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

●強度行動障がい：

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

●ゲートキーパー：

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。地域のかかりつけの医師、保健師等をはじめとする精神保健福祉従事者、行政等の相談窓口職員、関係機関職員、民生委員・児童委員や保健推進委員、ボランティアなど、様々な人たちがゲートキーパーの役割を担うことが期待されている。

●権利擁護：

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●工賃：

就労継続支援 B 型事業などで生産活動(仕事)を行った利用者に対して支払う対価のこと。

●合理的配慮：

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

●個別避難計画：

災害発生時に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方(親戚・知人等)」を事前に定めた計画のこと。

さ行

●社会的障壁：

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄(早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など)、物(段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など)、制度(納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど)、習慣(障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど)、考え方(障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど)。

●社会モデル：

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、例えば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

●手話通訳者：

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●手話奉仕員：

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

●障害者就業・生活支援センター：

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

●情報アクセシビリティ：

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

●ジョブコーチ：

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

●自立支援医療：

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●自立支援医療(精神通院医療)：

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

●自立支援協議会：

障がいのある人、ない人がともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議体のこと。会議の機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

●スクールカウンセラー：

学校教育をめぐるさまざまな問題への対策としてカウンセリング等を行う心理学の専門家のこと。

●スクールソーシャルワーカー：

教育機関において、福祉相談業務等を行う専門家のこと。子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所など関係機関と連携し役割分担の調整や、社会福祉的な立場から家庭訪問等による保護者のケア、教職員への指導・助言を行う。

●成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組み・制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域共生社会：

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域包括ケアシステム：

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

●通級指導教室：

大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障がいによる学習上または生活上の困難を改善し、または克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うもの。

●DX(デジタルトランスフォーメーション)：

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

●特別支援学級：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援学校：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

●特別支援教育：

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

●特別支援教育コーディネーター：

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者のこと。

な行

●二次障がい：

発達障がいの人等が適切に配慮や支援を受けられないことや、その他の環境要因により、自己肯定感の低下やうつ病や不安障がいなどの二次的な問題・障がいが生じている状態のこと。

●日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)：

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●日常生活用具：

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

●ノーマライゼーション：

障がいのある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のこと。

は行

●発達障がい：

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●パブリックコメント：

(国民・住民・市民など)公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●バリアフリー：

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリースイレ:

高齢者や障がい者を含め、あらゆる人が利用しやすいように配慮されたトイレのこと。一般的な狭いトイレを利用しにくい車椅子の人や高齢者、乳幼児を連れた人、妊娠中の人、オストメイトの人、性別で区切られたトイレに抵抗がある性的マイノリティの人等が利用しやすいトイレとされている。

●ハローワーク:

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

●ピアサポート:

ピアは英語で「仲間」「対等」といった意味であり、ピアサポートは「同じ仲間」や「対等な関係」における、相談や交流を主とした支え合い活動のこと。

●避難行動要支援者:

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●福祉的就労:

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●福祉避難所:

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

●ペアレントトレーニング:

発達障がいのある子どもを養育する保護者が、障がいの特性等について学ぶことで障がいへの理解を深め、日常生活やコミュニケーションにおける困難を軽減することを目的に開発された保護者用のトレーニング・プログラムのこと。

●ヘルプマーク:

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークのこと。

●法定雇用率(障がい者雇用率):

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障がい者雇用率)を設定、事業主などに障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

●補装具：

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。代表的なものとして、義肢(義手・義足)・装具・車椅子があり、そのほか、肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

ま行

●もにす認定制度：

障がい者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度のこと。

や行

●ユニバーサルデザイン：

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもののこと。

●要約筆記者：

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●リハビリテーション：

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育：

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●レスパイト：

休息あるいは息抜きという意味であり、レスパイトサービスは家族や保護者が日常的に行う介護や介助を事業所がサービスとして代行することで、家族や保護者が休息の時間を確保できるようにするサービスのこと。

大津町障がい者基本計画

発行年月：令和6年3月

編集・発行：大津町 福祉課 障がい福祉係

〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津 1233 番地

TEL:096-293-3510 FAX:096-292-1234